

伊予地区清掃センター解体及び
跡地利用施設整備基本計画

令和6年3月

伊予地区ごみ処理施設管理組合

伊予市・松前町

目 次

第1章	基本計画策定の目的	1
1.	施設概要	1
2.	基本計画策定の目的	2
3.	基本計画の検討フロー	2
第2章	解体計画	3
1.	解体工事計画	3
(1)	解体工事の対象・範囲	3
(2)	解体作業	4
(3)	ダイオキシン類等除去工事	5
(4)	石綿除去工事	5
(5)	PCB対策	6
(6)	リフラクトリーセラミックファイバー除去工事	6
(7)	発生材積込・運搬・処分	7
(8)	工事期間中の積替え作業	7
(9)	解体後の整地	7
2.	解体作業区分及び管理区域	9
3.	環境調査計画	10
4.	コスト縮減策	10
第3章	跡地利用施設整備計画	11
1.	ごみ処理の現状	11
(1)	伊予市、松前町のごみ処理	11
(2)	本施設での可燃ごみ中継	13
2.	基本方針	14
(1)	施設整備の目的	14
(2)	基本方針	14
(3)	跡地利用施設の施設区分	14
(4)	対象ごみ	15
(5)	計画処理量	16
(6)	計画ごみ質	19
3.	関係法令	20
4.	跡地利用施設整備計画	22
(1)	処理システム	22
(2)	計量機	22
(3)	中継施設	22
(4)	ストックヤード	25

(5) 環境保全.....	26
(6) その他.....	26
(7) 配置計画図.....	28
5. 運営維持管理計画.....	30
(1) 事業運営方式.....	30
(2) 運転・維持管理計画.....	31
第4章 事業工程.....	32
1. 事業全体の工程.....	32
2. 解体工事工程.....	32
第5章 概算事業費.....	33
1. 解体工事費.....	33
2. 跡地利用施設整備費.....	34
3. 財源計画.....	35
(1) 循環型社会形成推進交付金制度の概要.....	35
(2) 交付対象内外の設定.....	37
(3) 財源内訳.....	38
4. 運営維持管理費.....	40
資料編.....	41
1. 愛媛県への確認事項.....	41
(1) 中継施設について.....	41
(2) スtockヤードについて.....	41
(3) 漂着ごみ処理施設について.....	41
(4) 循環型社会形成推進地域計画について.....	41
2. 保健所との協議結果.....	42
3. 関係計画の概要.....	45
4. 法規制区域.....	48
5. 現場写真.....	51
6. 積算にあたっての参考資料.....	60
7. 跡地利用施設計画図.....	64

第1章 基本計画策定の目的

1. 施設概要

伊予地区清掃センター（以下、本施設と言う。）は、伊予地区ごみ処理施設管理組合が運営管理している焼却施設であり、伊予市と松前町の可燃ごみを受け入れてきました。今後、多額のメンテナンス費用が必要になること、また、伊予地区清掃センターの延命化を行う場合も多大な費用を要することとなり、構成市町（伊予市、松前町）の財政負担が大きくなることから、令和5年3月をもって焼却炉を廃止しています。

現在は、可燃ごみの処理を松山市に委託しており、本施設は、松山市へ可燃ごみを運搬するための中継施設として活用しています。

施設名称：伊予地区清掃センター

敷地地番：伊予市三秋甲 1433 番外 17 筆（法定外公共物含む。）

敷地面積：12,442.96 m²（法定外公共物面積含む。）

施設用途：ごみ処理施設

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

階数：地上4階建て

延べ面積：1,277.00 m²

建築面積：2,165.83 m²

竣工年月：昭和52年（1期）、昭和62年（2期）

処理規模：80 t/日（40 t/16h×2炉）

処理方式：准連続燃焼方式（ストーカ方式）



2. 基本計画策定の目的

本施設は、廃止した廃棄物焼却施設であり、放置することによりダイオキシン類及びダイオキシン類を含む汚水が、周辺に影響を及ぼす恐れがあります。したがって、解体計画を策定します。

また、住民や事業者が松山市に直接持ち込もうとする可燃ごみは、中継施設で集約後、松山市へ運搬する計画です。本施設解体後の跡地利用施設として、中継施設を含めた新たな施設計画を策定します。なお、跡地利用施設は、循環型社会形成推進交付金が活用できるように計画します。

3. 基本計画の検討フロー

本施設の解体計画及び跡地利用施設整備計画について、以下の流れで検討することで、解体工事及び跡地利用施設整備の事業工程の整理、概算事業費の算出を行います。

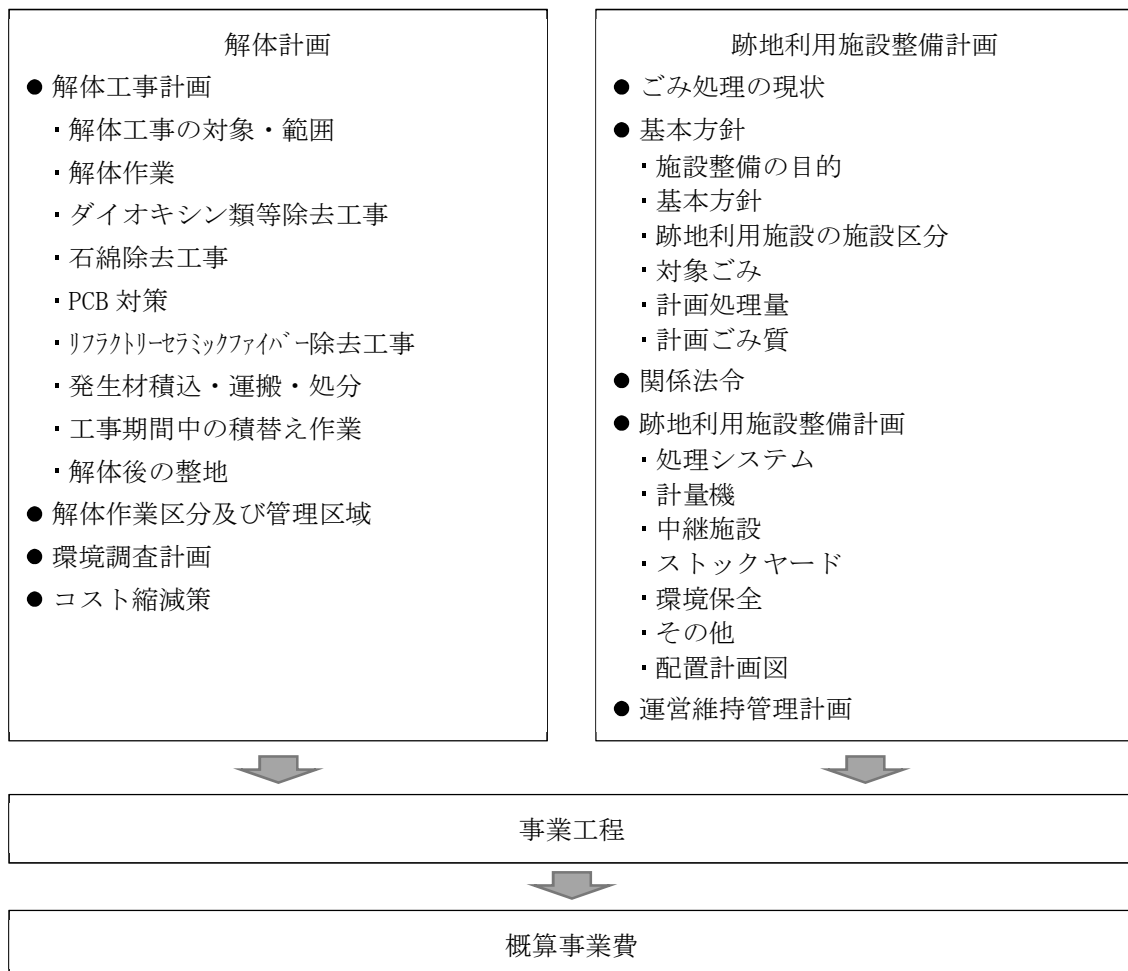


図 1 業務フロー

第2章 解体計画

1. 解体工事計画

解体工事は、以下のとおり実施する計画とします。なお、解体工事工程は p32 に記載します。

(1) 解体工事の対象・範囲

解体工事の対象・範囲は、以下のとおりとし、ダイオキシン類等やアスベスト、リフラクトリーセラミックファイバーの除去工事、PCB 対策等を適切に実施し、解体に伴う発生材の処分等や必要な仮設工事を実施します。また、解体後の整地も実施します。

1) 解体工事

- ・土木建築解体工事
- ・プラント設備解体工事※

2) 汚染物除去工事

- ・ダイオキシン類等除去工事
- ・石綿除去工事
- ・PCB 対策
- ・リフラクトリーセラミックファイバー除去工事※

3) 発生材積込・運搬・処分

4) 解体後の整地

※プラント設備は、焼却処理するための機械設備や電気計装設備等をいう。

※リフラクトリーセラミックファイバーは、鉱物の一種であり、保温材等として使用されている場合がある。繊維径が細く、発がん性などの有害性が指摘されていることから、労働安全衛生法にて「管理第二類物質」に位置づけられている。

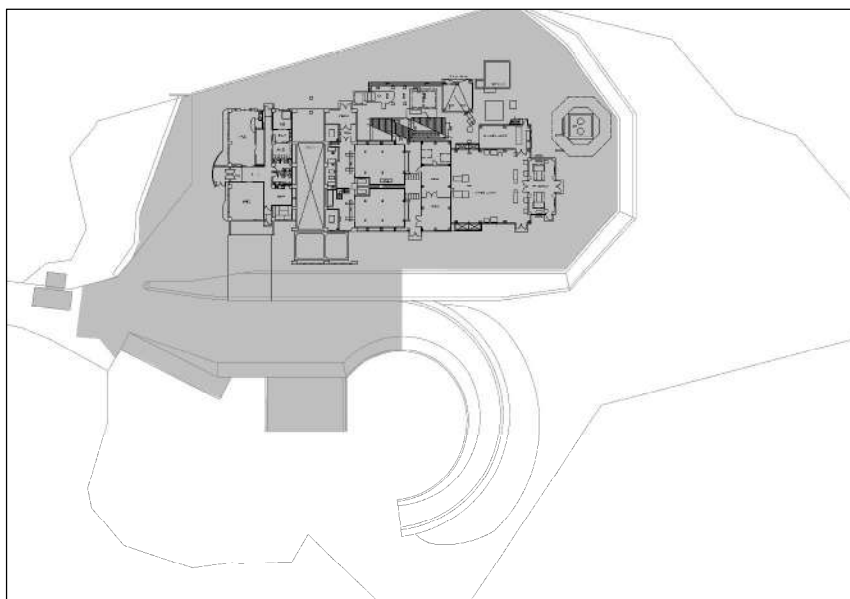


図 2 解体工事の対象・範囲（着色部）

(2) 解体作業

現時点でダイオキシン類の事前調査が未実施であるため、管理区域（p9）では、最もダイオキシン類濃度の高い場合に適用される「第3管理区域」での作業を想定します。

解体対象焼却施設の空气中的ダイオキシン類濃度の測定結果			
	第1評価値 < 2.5pg-TEQ/m ³	第2評価値 ≤ 2.5pg-TEQ/m ³ ≤ 第1評価値	第2評価値 > 2.5pg-TEQ/m ³
B測定値 < 2.5pg-TEQ/m ³	第1管理区域	第2管理区域	第3管理区域
2.5pg-TEQ/m ³ ≤ B測定値 ≤ 3.75pg-TEQ/m ³	第2管理区域	第2管理区域	第3管理区域
B測定値 > 3.75pg-TEQ/m ³	第3管理区域	第3管理区域	第3管理区域

出典：廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 平成26年1月10日改正
 ※第1評価値：環境気中濃度の平均的な状態を統計的に算出した値
 B測定値：環境気中濃度が最大になると考えられる位置・時間での測定値

図3 管理区域の設定

第3管理区域であるため、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、保護具はレベル3とし、解体作業は、手作業による解体及び油圧式破碎、せん断による工法とします。

レベル3の保護具	
呼吸用保護具	プレッシャデマンド形エアラインマスク（JIS T 8153）またはプレッシャデマンド形空気呼吸器（JIS T 8155）（全面形）
保護衣	浮遊個体粉じん防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ5）で耐水圧1,000mm以上を目安とすること。ただし、直接水にぬれる作業については、スプレー防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ4）で耐水圧2,000mm以上を目安とすること。
保護手袋	化学防護手袋（JIS T 8116）
保護靴	化学防護長靴（JIS T 8117）
作業服等	長袖作業着（または長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい。）
保護帽	ヘルメット
墜落制止用器具、耐熱服、溶接・溶断用遮光保護具等は作業内容に応じて適宜使用すること。	

出典：廃棄物焼却施設解体作業マニュアル 2020年6月30日発行 公益社団法人日本保安用品協会
 ※プレッシャデマンド形：着用者の吸気に合わせて空気が供給され、吸気を停止した時及び呼気の時には供給を停止する機能を有するタイプ。また、内部の圧力を常に外気より陽圧にする機能を備えており、有害な外気の浸入を防ぐことができる。

補足：今後の調査等のより管理区域が変更となった場合、基本的には保護具が変更となるのみであり、解体工事費に大きな変更は生じない。

(3) ダイオキシン類等除去工事

汚染物及びプラント設備、煙突設備については、基発第 401 号の 2 に準拠した汚染物除去工事を実施します。

汚染物除去の工法は、高圧洗浄方式を基本とします。汚染物除去により生じる汚染水は、ダイオキシン類を処理したものを循環再利用します。なお、不要な越流水、最終的に残る残留水及び汚泥は、場外で適正に処分するものとします。

(4) 石綿除去工事

本施設では、令和 5 年 1 月 12 日にアスベスト調査を実施しており、以下のとおり、アスベスト含有無しとなっています。しかし、未調査部分があるため、安全のためアスベスト含有として計画します。

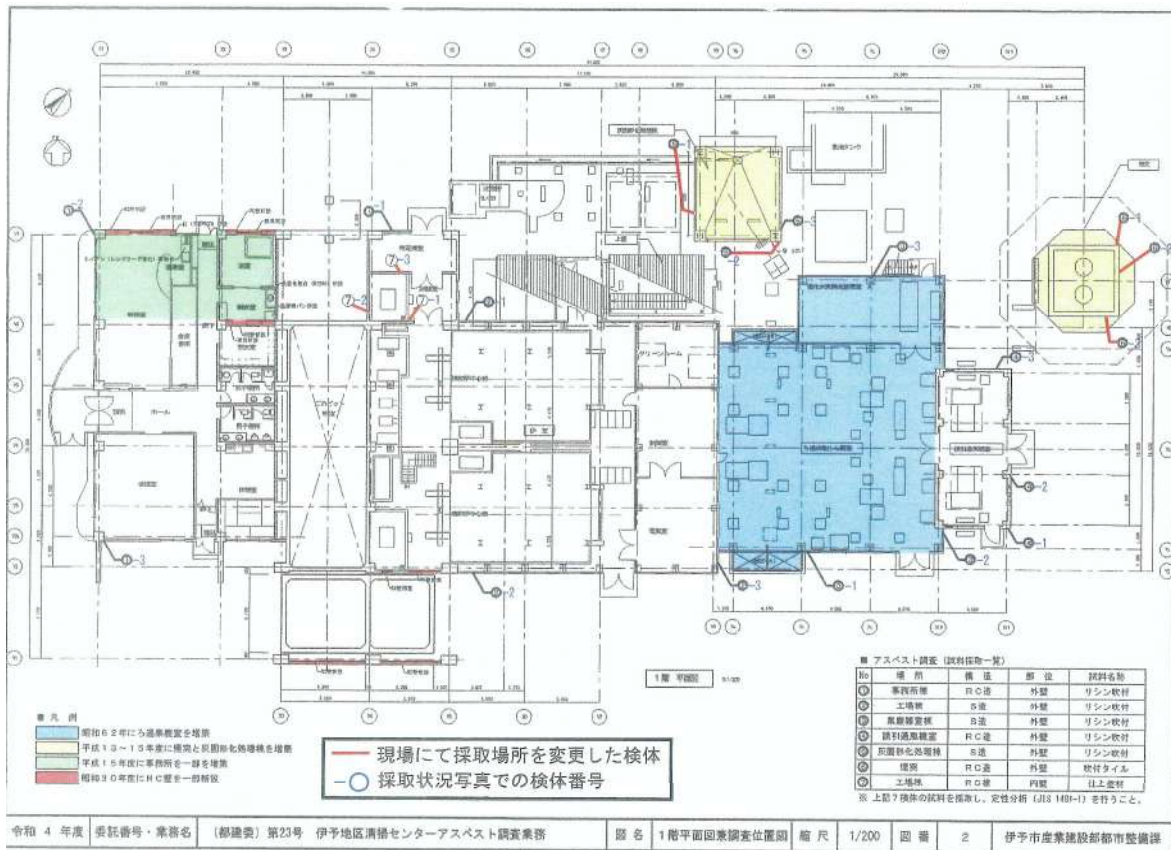
アスベスト除去工事は、「石綿障害予防規則」（令和 2 年 8 月 28 日厚生労働省令第 154 号）及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年 3 月 厚生労働省基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課）等に準拠して実施します。

石綿含有成形板等は、種類・形状も多様だが硬い材料がほとんどであり、そのままの状態で石綿粉じんは飛散しないが、切断や破砕により粉じんが発散します。そのため、原則として切断や破砕等を行わず、手作業（手バラシ）で解体することを基本とします。また、粉じんが飛散ないように湿潤化するものとします。

表 1 アスベスト分析結果

採取場所	調査対象物	定性分析結果
① 事務所棟 外壁	リシン吹付（層別）	含有なし
② 工場棟 外壁	リシン吹付（層別）	含有なし
③ 集塵器室棟 外壁	リシン吹付（層別）	含有なし
④ 誘引通風機室 外壁	リシン吹付（層別）	含有なし
⑤ 灰固形化处理棟 外壁	リシン吹付（層別）	含有なし
⑥ 煙突 外壁	リシнтаイル（層別）	含有なし
⑦ 工場棟 内壁	リシン塗材（層別）	含有なし

出典：（都建委）第 23 号 伊予地区清掃センターアスベスト調査業務
分析報告書 令和 5 年 1 月 25 日



出典：(都建委) 第23号 伊予地区清掃センターアスベスト調査業務 分析報告書 令和5年1月25日

図4 アスベスト分析箇所

(5) PCB 対策

PCBの含有の可能性がある設備(変圧器、コンデンサ等)は、事前調査を行うものとし、PCB含有が確認された設備は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、無害化処理認定施設に運搬するものとします。

(6) リフラクトリーセラミックファイバー除去工事

解体工事においては、リフラクトリーセラミックファイバー等から発散する粉じんによる労働者がさらされること(ばく露)を防止するため、労働安全衛生法施行令の一部改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について(改正基発1130第4号平成28年11月30日)に準拠した発散抑制措置等を実施するものとします。

(7) 発生材積込・運搬・処分

本解体工事で発生する汚染物や排水、耐火物、アスベスト、コンクリート、鉄骨鉄筋、機械類、建具類、配管類、配線材、アスファルトなどを適正に処理・処分します。

(8) 工事期間中の積替え作業

解体工事中の積替え作業は、本施設東側の空きスペースで行うものとします。また、雨天時にも作業しやすいように、車庫を設置します。

(9) 解体後の整地

土木建築構造物等を解体撤去した後、敷地全体が一定の地盤高（41.87m：本施設現状の地盤高）となるように整地を行います。埋戻しは、整地に伴う発生土を使用します。

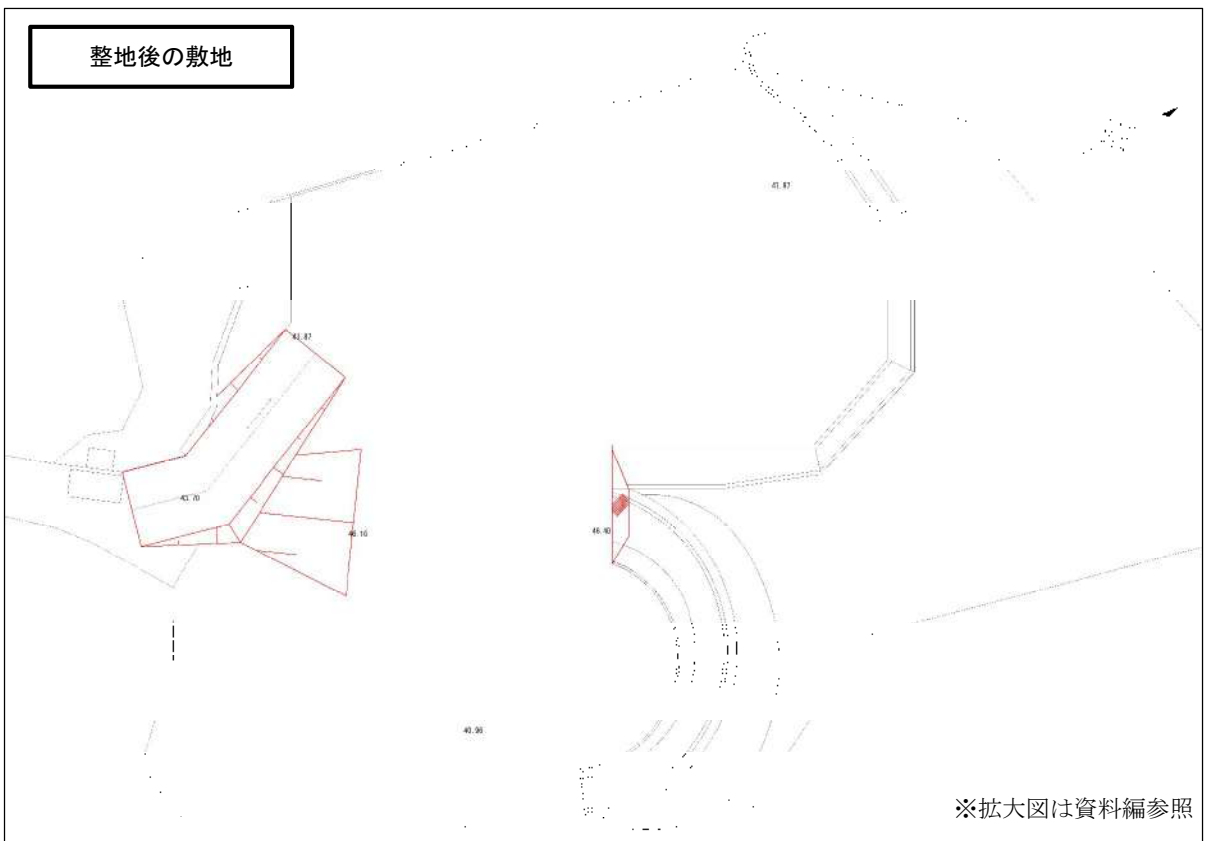
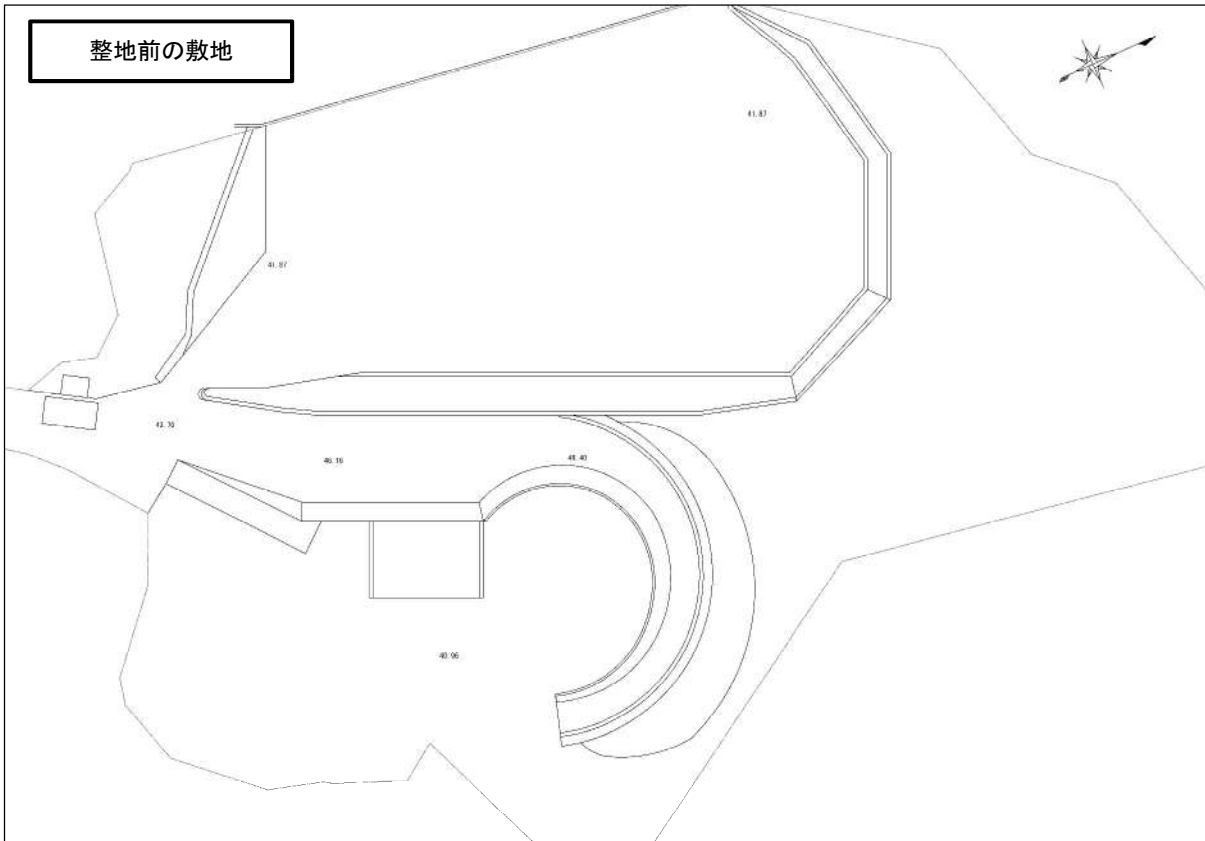


図 5 整地後の敷地イメージ

2. 解体作業区分及び管理区域

管理区域は、ダイオキシン類ばく露防止対策を踏まえて、炉室、ろ過式集じん機室、誘引通風器室、煙突、灰固形化処理棟、前室、解体ヤードとします（下図の着色部）。前室と解体ヤードは、解体用の作業スペースを確保するため、施設外に設置します。

管理区域は、ダイオキシン類等が漏出しないよう、汚染区域を枠組み足場+防災シート養生により密閉養生を実施します。また、管理区域を負圧に保つための負圧集じん機を設置します。

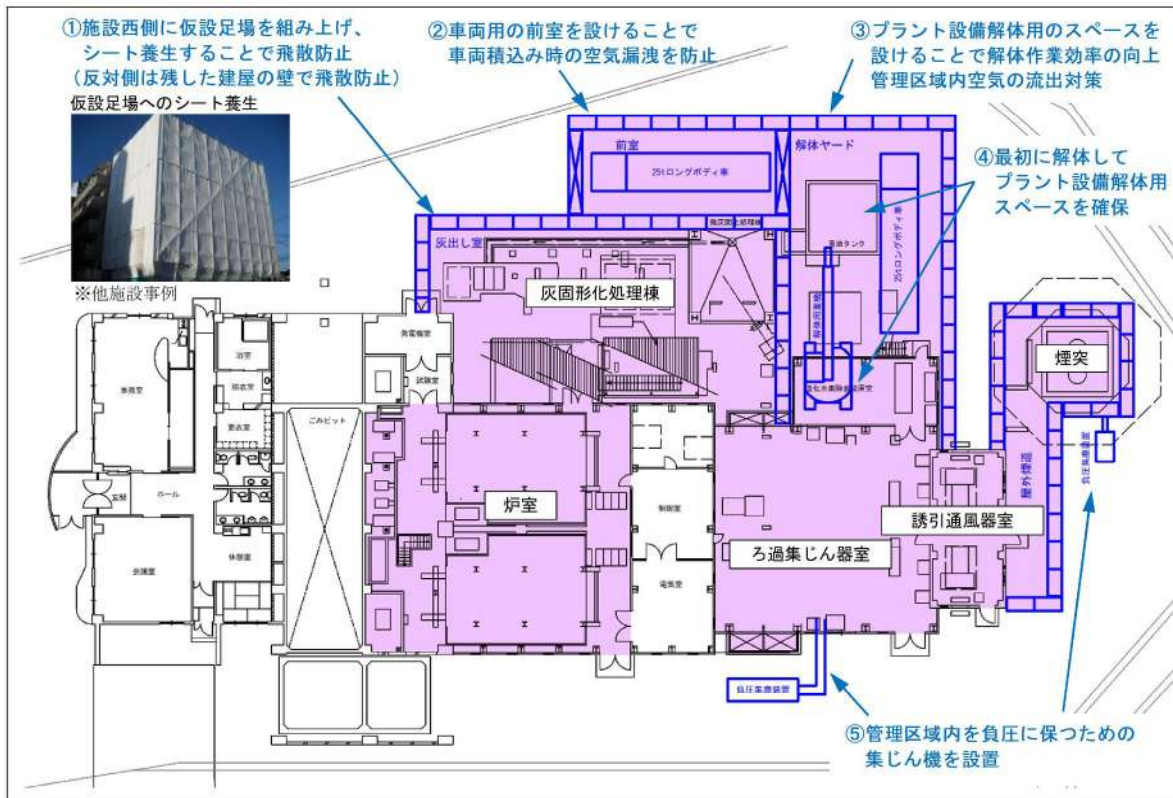


図 6 管理区域（着色部）

3. 環境調査計画

環境調査は、以下のとおり、工事前後の違いや作業者の安全確認ができるように計画します。大気のモニタリングは、空気中のダイオキシン類・粉じん量を確認するため、敷地内4箇所で行う計画とします。

表 2 環境調査計画

調査項目	工事着手前	工事期間中		工事完了後
		除染中	プラント解体中	
土壌	試験土壌	—	—	試験土壌
大気	敷地境界	敷地境界モニタリング		敷地境界
作業環境	—	集じん装置排出口	管理区域内 集じん装置排出口	—
ダイオキシン類	焼却炉等付着物	耐火物、コンクリート、 洗浄処理水・汚泥	—	—
重金属 1	—	耐火物、コンクリート	—	—
重金属 2	—	洗浄処理水・汚泥	—	—
PCB	変圧器等	—	—	—

※ダイオキシン類の工事着手前調査は、工事発注前に実施する事前調査にて3ng/gを超えた箇所を対象とする。

※重金属 1：特別管理産業廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施行規則第1条の2）の溶出基準項目 8 項目

重金属 2：特別管理産業廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施行規則第1条の2）の溶出基準項目 26 日項目

4. コスト縮減策

解体工事費のコスト縮減策としては、以下の対策を講じます。なお、コスト削減額は p33 に記載します。

鉄骨・鉄筋等の鋼材を有価物として処理

本施設を解体時に発生するものとして鋼材が含まれます。鋼材は、適切に分別し、有価物として売却することが可能です。

杭を残置することで杭撤去費の削減

本施設の地下には基礎杭があります。本来、基礎杭は引き抜き、撤去することが求められますが、今後も本施設の敷地を有効利用することを目的として残置することが可能です。

第3章 跡地利用施設整備計画

1. ごみ処理の現状

(1) 伊予市、松前町のごみ処理

① ごみ処理フロー

伊予市及び松前町のごみ処理フローは以下のとおりです。

可燃ごみは、松山市にて処理されています。なお、住民や事業者が松山市の施設に直接搬入しようとする可燃ごみは本施設で受入れ、松山市へ運搬しています。その他のごみは、民間委託されています。

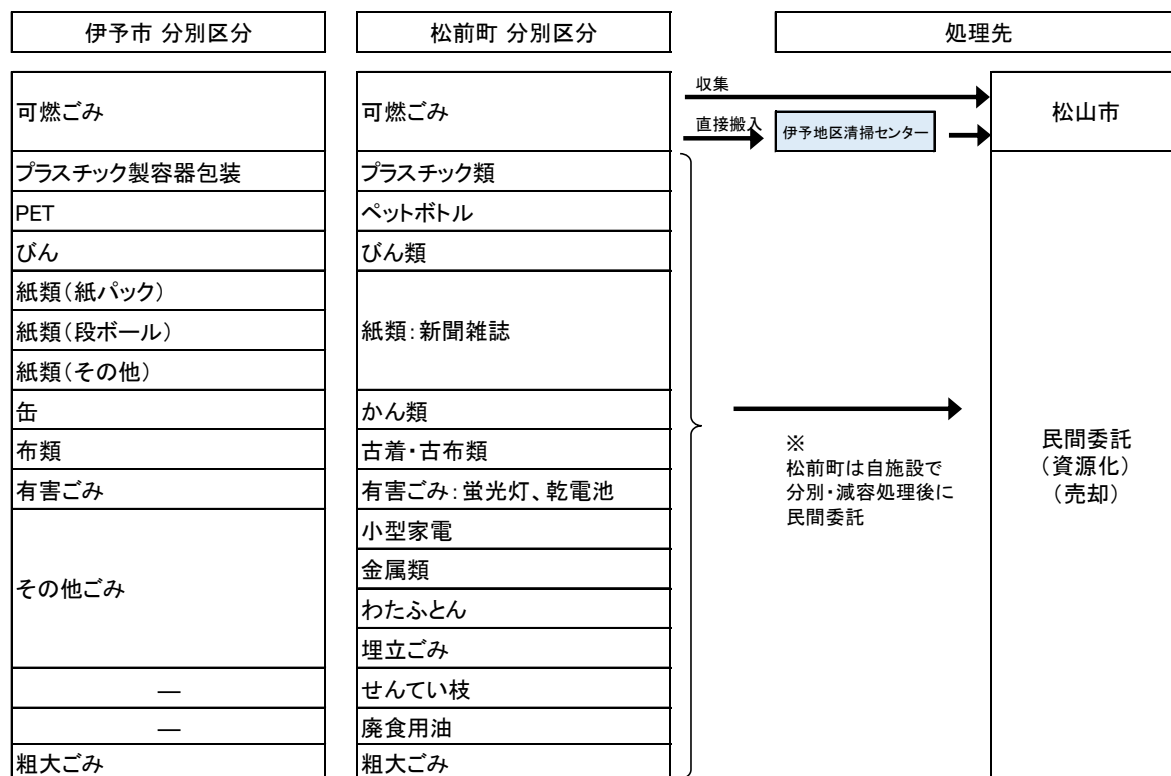


図 7 現状のごみ処理フロー

② ごみ排出量

伊予市及び松前町のごみ排出量は、「松山ブロックごみ処理広域化基本計画」にて、次頁のとおり推移すると想定されています。

(2) 本施設での可燃ごみ中継

本施設で受け入れている可燃ごみは、計量機で計量した後、プラットホームにて手作業により松山市への運搬車両・コンテナに積替えています。

配置人員は、局長1名、事務員2名、計量・積替え作業員5名の合計8名となっています。

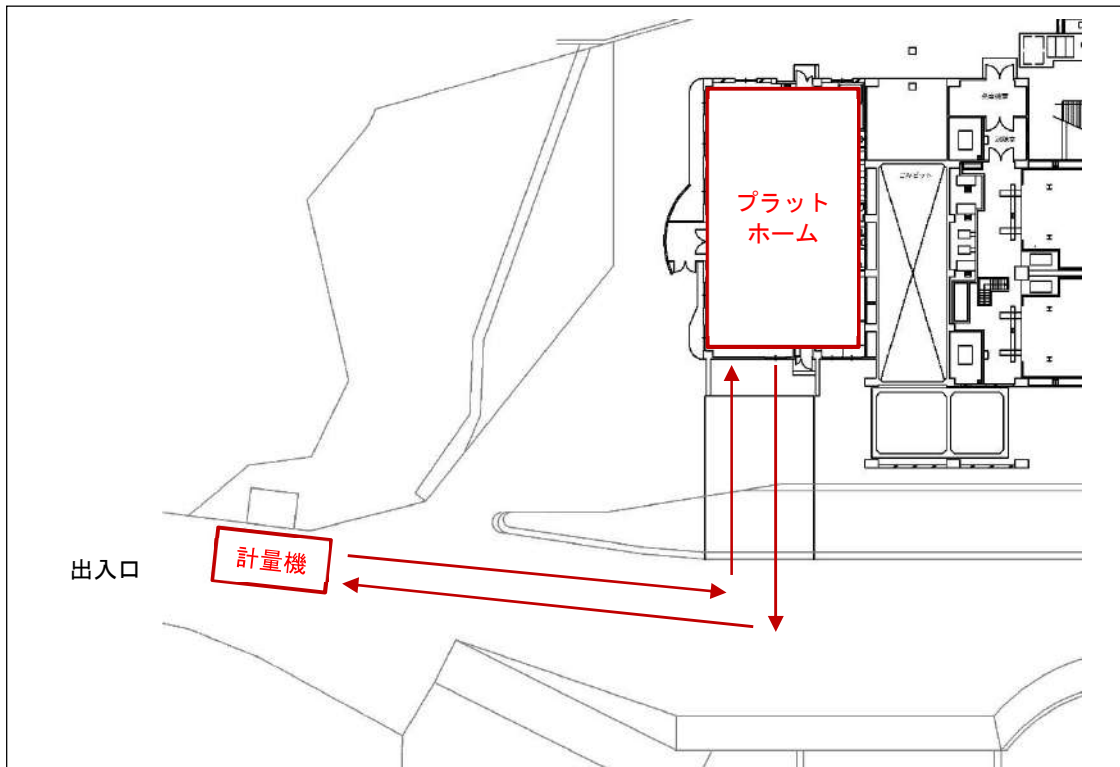


図 8 ごみ搬入車の動線



図 9 プラットホームの様子

2. 基本方針

(1) 施設整備の目的

跡地利用施設は、本施設解体後もごみの中継を継続するとともに、伊予市のごみ処理行政において、住民サービスを向上していくことを目的とします。また、本施設の解体を含めて、循環型社会形成推進交付金を活用できる施設を整備することを目的とします。

なお、松前町は、今後、自施設にてごみの中継を行う計画とします。

(2) 基本方針

基本方針は、施設整備の目的を達成させるように、以下のとおり定めます。

現在の伊予地区清掃センターの役割を継承し、求められる役割を担う施設

- 跡地利用施設は、本施設で行っているごみの中継と同様の役割が果たせるように計画します。
- また、住民サービス向上のため、現在受入れていない粗大ごみや、資源ごみ、地域清掃で集められる漂着ごみ、動物死体（小動物）も受入れします。

経済性を踏まえた施設

- 本施設は、元々、中継施設として整備された施設ではありませんが、新たに設備を追加することなく、中継の役割が果たせています。
- そのため、跡地利用施設は、積替え機能だけを重視した過剰な設備を追加するのではなく、必要な機能だけを考慮した経済的な施設となるようにします。
- なお、新たに受入れる粗大ごみの粗破碎や資源ごみの選別については、必要な設備について検討します。

※動物死体（小動物）の受入れ

有害鳥獣対策等により捕獲された獣の死体は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の規定に基づき、捕獲した者が適正に処理することを基本とされています。また、「愛媛県 第13次鳥獣保護管理事業計画書」「伊予市鳥獣被害防止計画」においても、原則、自家消費又は埋設処分することとされています。

そのため、跡地利用施設にて受入れる動物死体は、路上等の公共用地に放置され、野良猫等の飼い主の分からないもの（小動物）だけを対象とします。

(3) 跡地利用施設の施設区分

跡地利用施設は、循環型社会形成推進交付金の対象施設である「中継施設」と「ストックヤード」とします。

中継施設は、可燃ごみと粗大ごみを受入れ、松山市へ運搬するための積替え場所としての役割を担います。ストックヤードは、資源ごみや漂着ごみ、動物死体（小動物）を一時保管するための役割を担います。

(4) 対象ごみ

対象ごみは、以下のとおりとします。基本的には、伊予市における直接搬入されるごみを受入れ対象とします。

表 5 対象ごみ

対象ごみ	対象市町	受入れ対象	施設区分
①可燃ごみ	伊予市	直接搬入のみ	中継施設
②粗大ごみ	伊予市	直接搬入のみ	中継施設
③びん	伊予市	直接搬入のみ	ストックヤード
④紙類	伊予市	直接搬入のみ	ストックヤード
⑤缶	伊予市	直接搬入のみ	ストックヤード
⑥布類	伊予市	直接搬入のみ	ストックヤード
⑦漂着ごみ	伊予市	直接搬入のみ	ストックヤード
⑧動物死体（小動物）	伊予市	直接搬入のみ	ストックヤード

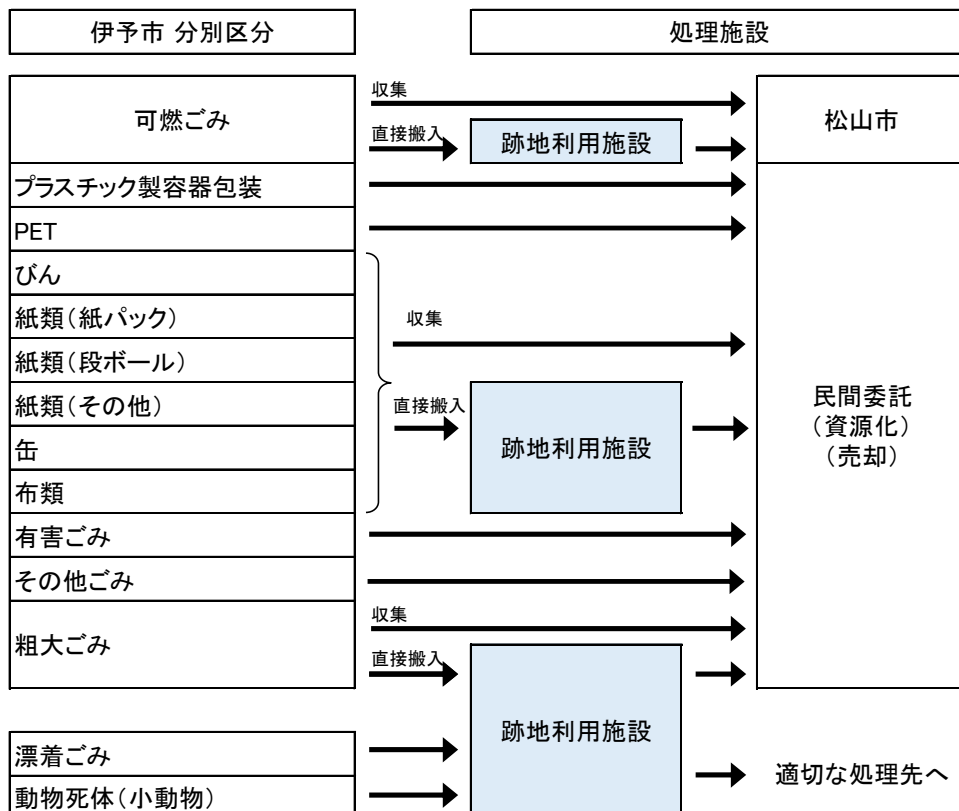


図 10 跡地利用施設整備後のごみ処理フロー

(5) 計画処理量

計画処理量は、稼働開始時期である令和12年度(p32)の推計値を用いて、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 全国都市清掃会議」に基づく計算式で算出します。

計画処理量の計算式

$$\text{計画処理量} = \text{令和12年度推計値} \div 365 \text{日} \div \text{実稼働率} 70\%$$

※ 実稼働率とは、日曜日、土曜日、年末年始、施設補修日に施設を停止するものと想定し、その停止日数が年に合計112日とした場合の施設稼働率
(365日-112日) / 365日 × 100 ≒ 70%

算出結果は以下のとおりです。

なお、可燃ごみの直接搬入量は、令和3年度の伊予地区清掃センター搬入実績を基に案分します。粗大ごみと資源ごみは、収集ごみと直接搬入ごみが集計されていないため、県内事例(令和3年度一般廃棄物処理実態調査)より直接搬入の割合を想定します。想定する割合は、粗大ごみは令和12年度推計値の6割、資源ごみは令和12年度推計値の2割が直接搬入量とします。

また、漂着ごみは発生時に一時的に受入れるものとし、動物死体(小動物)は過去実績を参考に年間180頭と想定します。

表6 計画処理量

項目	R12 推計値	365日平均	計画処理量
	t/年	t/日	t/日
① 可燃ごみ	630	1.73	2.50
② 粗大ごみ	107	0.29	0.50
③ びん	35	0.10	0.20
④ 紙類	49	0.13	0.20
⑤ 缶	21	0.06	0.10
⑥ 布類	11	0.03	0.10
⑦ 漂着ごみ	発生時に一時的に受入れ		
⑧ 動物死体(小動物)	年間180頭		

表 7 計画処理量 詳細

ごみ量推計値 伊予市

項目		実績	推計								
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
可燃ごみ	t/年	8,634	8,494	7,288	7,105	6,981	6,816	6,674	6,495	6,335	6,223
うち直接搬入	t/年	874	860	738	719	707	690	676	657	641	630
粗大ごみ	t/年	155	160	158	161	164	168	171	173	176	179
うち直接搬入	t/年	93	96	95	97	98	101	103	104	106	107
びん	t/年	212	209	200	195	192	188	185	183	180	177
うち直接搬入	t/年	42	42	40	39	38	38	37	37	36	35
紙類	t/年	339	339	313	298	286	276	267	258	250	243
うち直接搬入	t/年	68	68	63	60	57	55	53	52	50	49
缶	t/年	125	124	118	117	114	113	112	109	108	107
うち直接搬入	t/年	25	25	24	23	23	23	22	22	22	21
布類	t/年	62	64	62	61	60	59	59	58	58	57
うち直接搬入	t/年	12	13	12	12	12	12	12	12	12	11

計画処理量

項目	R12推計	日平均	計画処理量
	t/年	t/日	t/日
可燃ごみ(直接搬入)	630	1.73	2.50
粗大ごみ(直接搬入)	107	0.29	0.50
びん(直接搬入)	35	0.10	0.20
紙類(直接搬入)	49	0.13	0.20
缶(直接搬入)	21	0.06	0.10
布類(直接搬入)	11	0.03	0.10
漂着ごみ	発生時に一時的に受入れ		
動物死体	年間180頭		

出典：松山ブロックごみ処理広域化基本計画 資料編

※可燃ごみの直接搬入は、R3 伊予地区清掃センター搬入実績より案分。

粗大ごみの直接搬入は、県平均より6割が直接搬入と想定。その他の直接搬入は、県平均より2割が直接搬入と想定。

表 8 令和3年度 伊予地区清掃センター搬入実績

単位：kg

		R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	計	
伊予市	ごみ総量	751,220	814,370	754,300	829,300	816,000	720,600	737,480	745,480	719,700	706,120	568,680	709,330	8,872,580	
	委託業者	462,740	524,900	448,180	509,120	490,990	425,630	454,290	466,900	417,690	475,270	356,850	428,410	5,460,970	
	許可業者	222,030	214,220	223,160	243,010	229,360	224,660	203,500	206,000	217,340	183,390	166,740	204,560	2,537,970	
	持込み	66,450	75,250	82,960	77,170	95,650	70,310	79,690	72,580	84,670	47,460	45,090	76,360	873,640	
	内訳	公共	7,620	13,310	19,210	22,990	10,440	15,190	20,240	9,740	13,630	4,290	6,100	25,090	167,850
		家庭系	34,950	37,480	32,670	27,480	25,280	33,500	37,730	35,150	33,300	23,860	23,980	26,970	372,350
事業系		23,880	24,460	31,080	26,700	59,930	21,620	21,720	27,690	37,740	19,310	15,010	24,300	333,440	
松前町	ごみ総量	705,280	713,250	636,630	708,890	711,570	671,270	648,570	708,230	746,910	702,870	586,020	713,440	8,252,930	
	委託業者	372,640	397,180	322,210	376,310	395,760	345,380	307,430	360,580	378,680	370,550	298,280	350,540	4,275,540	
	許可業者	310,660	297,200	290,590	311,410	293,900	292,860	307,330	307,100	325,700	297,920	259,570	324,480	3,618,720	
	持込み	21,980	18,870	23,830	21,170	21,910	33,030	33,810	40,550	42,530	34,400	28,170	38,420	358,670	
	内訳	公共	3,820	4,180	5,070	4,920	5,150	4,770	3,360	4,330	4,000	3,710	2,970	4,670	50,950
		家庭系	7,370	6,730	7,450	6,370	6,460	9,870	5,670	8,030	7,290	4,680	2,920	7,370	80,210
事業系		10,790	7,960	11,310	9,880	10,300	18,390	24,780	28,190	31,240	26,010	22,280	26,380	227,510	
合計	ごみ総量	1,456,500	1,527,620	1,390,930	1,538,190	1,527,570	1,391,870	1,386,050	1,453,710	1,466,610	1,408,990	1,154,700	1,422,770	17,125,510	
	委託業者	835,380	922,080	770,390	885,430	886,750	771,010	761,720	827,480	796,370	845,820	655,130	778,950	9,736,510	
	許可業者	532,690	511,420	513,750	554,420	523,260	517,520	510,830	513,100	543,040	481,310	426,310	529,040	6,156,690	
	持込み	88,430	94,120	106,790	98,340	117,560	103,340	113,500	113,130	127,200	81,860	73,260	114,780	1,232,310	
	内訳	公共	11,440	17,490	24,280	27,910	15,590	19,960	23,600	14,070	17,630	8,000	9,070	29,760	218,800
		家庭系	42,320	44,210	40,120	33,850	31,740	43,370	43,400	43,180	40,590	28,540	26,900	34,340	452,560
事業系		34,670	32,420	42,390	36,580	70,230	40,010	46,500	55,880	68,980	45,320	37,290	50,680	560,950	

出典：組合資料

表 9 粗大ごみ処理施設への搬入量 (R3)

市町	搬入量	収集	直接搬入	直接搬入の割合
	t/年	t/年	t/年	
松山市	7,287	3,251	4,036	55.4%
今治市	3,448	1,871	1,577	45.7%
宇和島市	669	487	182	27.2%
八幡浜市	0	0	0	
新居浜市	4,166	1,079	3,087	74.1%
西条市	3,880	2,571	1,309	33.7%
大洲市	0	0	0	
伊予市	155	155	0	0.0%
四国中央市	3,315	1,063	2,252	67.9%
西予市	215	55	160	74.4%
東温市	1,106	1,097	9	0.8%
上島町	153	14	139	90.8%
久万高原町	88	6	82	93.2%
松前町	0	0	0	
砥部町	0	0	0	
内子町	0	0	0	
伊方町	0	0	0	
松野町	0	0	0	
鬼北町	8	1	7	87.5%
愛南町	9	0	9	100.0%

平均 57.8%
≒60.0%

出典：令和3年度 一般廃棄物処理実態調査

表 10 その他の資源化等を行う施設への搬入量 (R3)

市町	搬入量	収集	直接搬入	直接搬入の割合
	t/年	t/年	t/年	
松山市	20,191	20,139	52	0.3%
今治市	1,551	1,551	0	
宇和島市	824	824	0	
八幡浜市	1,487	1,112	375	25.2%
新居浜市	2,736	2,600	136	5.0%
西条市	97	93	4	4.1%
大洲市	1,162	1,162	0	
伊予市	1,697	1,697	0	
四国中央市	873	838	35	4.0%
西予市	645	645	0	
東温市	931	922	9	1.0%
上島町	26	17	9	34.6%
久万高原町	574	178	396	69.0%
松前町	1,834	1,834	0	
砥部町	1,476	1,157	319	21.6%
内子町	419	237	182	43.4%
伊方町	172	172	0	
松野町	0	0	0	
鬼北町	626	626	0	
愛南町	1,301	1,301	0	0.0%

平均 18.9%
≒20.0%

出典：令和3年度 一般廃棄物処理実態調査

(6) 計画ごみ質

計画ごみ質は、基本的には伊予市におけるごみ分別と同様のごみ種類を想定します。ただし、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月施行）（p36）に基づいた施設とするため、現在、可燃ごみに含まれているプラスチック類は除外します。

表 11 計画ごみ質

対象ごみ	ごみ種類
①可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙、皮、ゴム製品、靴、使い捨てカイロ、ペットのふん、汚れた布、食用油、50cmに切断した庭木等
②粗大ごみ	電子レンジ、扇風機、ストーブ、掃除機等の電気・ガス・石油器具類 タンス、本棚、机、椅子、ソファ等你的生活雑貨・家具類 布団、毛布、ベッド等の寝具 自転車、一輪車、ベビーカー、遊具等の乗り物・遊具類 ゴルフクラブ、スキー用具、トレーニング器具等のスポーツ用品類 その他、ブロック、トタン、脚立、スーツケース、クーラーボックス等
③びん	お酒、ジュース、しょうゆ、ジャム、栄養ドリンク等の食品のびん 薬のびん、化粧品のびん（乳白色のびんは燃えないごみ）
④紙類	新聞紙・折込チラシ、ダンボール、雑誌類・雑紙、紙パック （防水加工されているものは可燃ごみ）
⑤缶	アルミマーク、スチールマークがあるもの お酒、ジュース、コーヒー、お茶などの飲料用の缶 缶詰、お菓子、のり、粉ミルク、ペットフードなどの食品の缶 （スプレー缶、カセットボンベは除く）
⑥布類	スーツ、ワンピース、ズボン、スカート、セーター、コート、学生服、 着物、帯、下着、靴下、手袋、ハンカチ、たオウル、マフラー、毛布、 シーツ、ベッドカバー 等 （こたつの下敷き、バスマット、ぬいぐるみ等は可燃ごみ）
⑦漂着ごみ	地域清掃等に集められたごみ
⑧動物死体（小動物）	路上等の公共用地に放置され、野良猫等の飼い主の分からないもの

参考：伊予市 ごみ分別の手引き・辞典

3. 関係法令

跡地利用施設整備に関係する主な法令は、以下のとおりです。土壌汚染対策防止法、急傾斜の崩落による災害防止に関する法律、建築基準法、消防法、労働安全衛生法が適用されるため、届出等の対応が必要です。また、宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域は、現在、愛媛県が調査中であり、今後、確認が必要です。

表 12 関係法令（1）

関係法令	適用条件	判定	
廃棄物処理法	処理能力 5t/日以上のごみ処理施設は、施設の設置届の提出が必要	—	中継施設、ストックヤードは処理施設でない
水質汚濁防止法	河川や湖沼等の公共用水域に排水する場合、規制の対象となる	—	排水しない
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力 7.5kW 以上のものに限る）を設置する場合、伊予市の規制区域では規制の対象となる	—	施設位置は規制地域ではない※
振動規制法	空気圧縮機（原動機の定格出力 7.5kW 以上のものに限る）を設置する場合、伊予市の規制区域では規制の対象となる	—	施設位置は規制地域ではない※
大気汚染防止法	ばい煙発生施設、粉じん発生施設の場合、規制の対象となる	—	該当施設ではない
悪臭防止法	愛媛県の規制地域では規制の対象となる	—	伊予市は規制地域ではない※
土壌汚染対策防止法	3,000 m ² 以上の土地の形質の変更を行う場合、届出が必要	適用	3,000 m ² 以上の整地を行う
都市計画法	都市計画区域内にごみ処理施設を設置する場合、都市施設としての決定が必要	—	都市計画区域外※
景観法	景観計画区域内で建築物や工作物の新・増・改築等を行う場合は事前に届出が必要	—	区域外
宅地造成及び特定盛土等規制法	盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定される	今後確認	愛媛県にて調査後、規制区域を指定
急傾斜の崩落による災害防止に関する法律	急傾斜崩落危険区域における、急傾斜地崩落防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造時に申請が必要	適用	区域内である（p27）
建築基準法	建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要	適用	建築主事の確認が必要
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して消防長又は消防署長の同意を得る必要がある	適用	建築主事による確認が必要

※区域の詳細は、資料編参照

表 13 関係法令（２）

関係法令	適用条件	判定	
航空法	地表面又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要	—	高さ 10m 程度である
電波法	伝搬障害防止区域内において、最後部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他工作物の新築、増築の場合に適用される	—	高さ 10m 程度である
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合に適用される	—	設置しない
電気事業法	特定高圧で受電する場合、高圧受電で受電電力の容量が 50kW 以上となる場合、自家発電設備及び非常用予備発電装置を設置する場合に適用される	—	低圧受電である
高圧ガス取締法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合に適用される	—	行わない
工業用水法	指定地域の井戸により地下水を採取して、これを工業の用に供する場合に適用される	—	区域外
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合に適用される	—	区域外
下水道法	公共下水道に排水を排除する場合に適用される	—	浄化槽を設置する
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等に対して適用される	適用	施設の安全衛生管理が必要

4. 跡地利用施設整備計画

(1) 処理システム

跡地利用施設に持ち込まれたごみは、計量機にて重量を計測した後、中継施設又はストックヤードに搬入します。

可燃ごみは、中継施設にて作業員の手作業によって運搬車両へ積替えた後、松山市へ搬出します。粗大ごみは、中継施設にて粗破碎を行った後、運搬車両に積替え、松山市へ搬出します。

資源ごみはストックヤードにて選別した後、民間委託します。びんは無色、茶色、その他色に色分けし、缶はアルミと鉄に選別します。

漂着ごみと動物死体（小動物）は、定期的に一定量で発生するものではないため、ストックヤードにて一時保管した後、適切に処理するものとします。

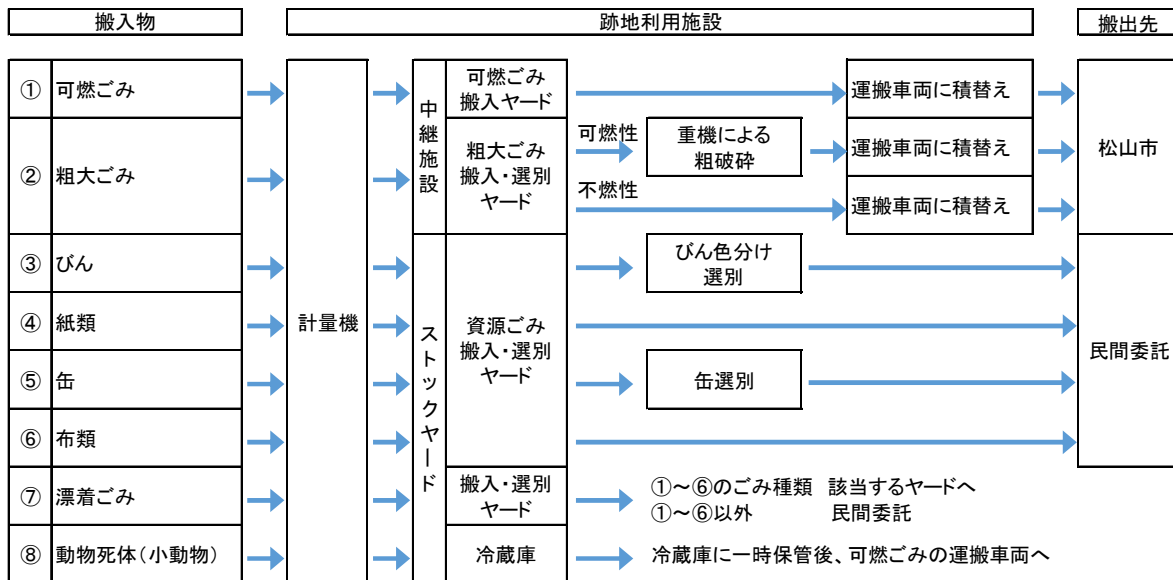


図 11 跡地利用施設 処理システム

(2) 計量機

跡地利用施設に設置する計量機は、現在は 4t 車以下の車両が多いですが、将来、民間委託先の変更による運搬車両の変化や災害廃棄物の仮置き等に対応できるように、10t 車の計量が可能なものとします。

(3) 中継施設

中継施設における、可燃ごみの積替え方式は、ヤード方式（作業員の手作業により運搬車両に積替え）とします。粗大ごみの破碎処理方式は、重機による粗破碎を行うものとします。

それぞれの方式について、比較検討結果を次頁に示します。

表 14 可燃ごみの積替え方式 比較検討

項目	コンパクト・コンテナ方式	貯留排出方式	ホッパ方式
概要	収集されたごみをコンパクトにより大型コンテナに圧縮して貯留し、アームロール車により輸送する	ごみを貯留搬出機に貯留し、ごみ収集車に積替えて輸送する	収集されたごみをホッパ(コンテナ)に投入し、アームロール車により輸送する
積替えに要する時間	コンパクトによる積替え時間のみ ○	貯留排出機による積替え時間のみ ○	ホッパ(コンテナ)に投入されたごみの敷き均し、転圧の作業時間が別途必要となる △
集中的な搬入時の対応	圧縮によりコンテナに詰め込むため、1回あたりの輸送量が多く、集中搬入に強い ○	貯留排出機の能力を超える量が搬入された場合に不安がある △	敷き均し、転圧の作業が必要となるため、集中搬入に弱い △
投入不適物の有無	特になし ○	特になし ○	軽いもの(投入時に舞うもの) △
経済性	機器類の整備費や維持費が必要となる △	機器類の整備費や維持費が必要となる △	機器類の整備費や維持費は無いが、敷き均し、転圧の作業員が必要となる △
評価	不採用	不採用	不採用
項目	梱包方式	ピット方式	ヤード方式(現行の方式)
概要	ごみを梱包機でベアリングし、フォークリフト等によりウイング車や平ボディ車に積込み、輸送する	ごみをピットに投入し、クレーンで車両に積込み、輸送する	ごみをヤードに降ろし、作業員もしくは重機により車両に積込み、輸送する
積替えに要する時間	ベアリングの時間、フォークリフトによる積込みの時間が別途必要となる △	クレーンによる積込み、コンテナでの敷き均し、転圧の作業時間が別途必要となる △	車両への積替え時間のみ ○
集中的な搬入時の対応	梱包機の能力を超える量が搬入された場合に不安がある △	ヤードに保管できるため、集中搬入に強い ○	ヤードに保管できるため、集中搬入に強い ○
投入不適物の有無	長尺物、布団、絨毯など(梱包機内に収まらないもの) △	特になし ○	特になし ○
経済性	機器類の整備費や維持費が必要となる △	ピットの確保、機器類の整備費や維持費が必要であり、敷き均し、転圧の作業員も必要となる △	機器類の整備費や維持費が不要であり、積替え以外の作業員も不要である。 ○
評価	不採用	不採用	採用
考察	<p>作業性としては、積替えに要する時間が短く、集中的な搬入時の対応が可能であり、投入不適物も特になし、ヤード方式(現行の方式)が望ましい。 また、新たな機器類や作業員の配置も不要であるため、ヤード方式(現行の方式)は、経済的であると言える。 なお、ヤード方式以外は、基本的に機械設備による方式であるため、ごみ量が多ければ効率的であるが、本施設のように計画処理量2.5t/日の施設では非効率である。</p>		

※コンパクトは、ごみを圧縮する装置をいう

※ピットは、コンクリート等で覆った構造物にごみを保管するものをいう

※ホッパは、コンテナにごみをこぼれないように投入することを目的とした朝顔形のシュートをいう

表 15 粗大ごみの破碎処理方式 比較検討

項目	切断機	低速回転破碎機	高速回転破碎機	バックホウによる破碎
概要	固定刃と可動刃または、可動刃と可動刃の間で、切断力により破碎する	低速回転する回転刃と固定刃または複数の回転刃の間でのせん断作用により破碎する	高速回転するハンマ状のものにより、ごみを衝撃、せん断又はすりつぶし作用により破碎する	バックホウの先端にハサミを取り付け、ハサミの咬合力により破碎する
処理の効率性	機械的に動作するため連続投入が可能だが、1日当たりの処理量が少なく、機械動力と処理量が見合わない	機械的に動作するため連続投入が可能だが、1日当たりの処理量が少なく、機械動力と処理量が見合わない	機械的に動作するため連続投入が可能だが、1日当たりの処理量が少なく、機械動力と処理量が見合わない	連続投入が困難だが、1日当たりの処理量が少ないため問題はない
	△	△	△	○
投入不適物の有無	スプリング入りマットレス、スチール入りタイヤ、金属塊、コンクリート塊等	大きな金属片、石、がれき等の非常に硬いもの	絨毯やマットレス等の軟性物やプラスチック、フィルム等の延性物	ハサミでは破碎しきれない硬いもの
	△	△	△	△
経済性	機器類の整備費や維持費が必要となる	機器類の整備費や維持費が必要となる	機器類の整備費や維持費が必要となる	重機の購入費と維持費が必要となる
	△	△	△	△
評価	不採用	不採用	不採用	採用
考察	<p>跡地利用施設に持ち込まれた粗大ごみのうち、破碎を要するものは主に可燃性粗大である。粗大ごみの計画処理量は0.5t/日であり、さらに可燃性粗大に限定されることから、1日当たりの処理量は少量となる。処理量が少量な状況に合致する方式は、バックホウによる破碎と考えられる。</p>			

※バックホウは、油圧ショベルの重機をいう

(4) ストックヤード

ヤード面積は、ヤード内での作業内容や、重機や車両等のスペースを考慮して、以下のとおり設定します。

動物死体（小動物）は、基本的に、搬入された日もしくはその翌日に可燃ごみとともに松山市へ運搬します。そのため、一時的に保管ができる、小規模な保管用冷蔵庫を設置します。

表 16 ヤード面積

対象ごみ	ヤード面積	考え方
① 可燃ごみ	72 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4t パッカー車(約 2.5m×約 7m)が駐車でき、また、車両が駐車しない場合は 4t コンテナ(約 2m×約 4m)を 2 台置くことができるように奥行 12mを確保 ・ シャッターの幅 4mを考慮して幅 6mを確保 ・ 以上より 6m×12mを確保
② 粗大ごみ	144 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウによる粗破砕がスムーズに行えるように、アーム長さ 10mに 2mの余裕を考慮したスペースを確保 ・ 以上より 12m×12mを確保
③ びん	120 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入されたびんが貯留ができるように、4m×4mのスペースを確保 ・ 搬入された缶も貯留できるように、4m×4mのスペースを別途確保 ・ びん、缶の貯留スペースの他、4t パッカー車(約 2.5m×約 7m)が駐車できるように奥行 12mを確保 ・ シャッターの幅 4mと貯留スペース 4mを考慮して幅 10mを確保 ・ 以上より 10m×12mを確保
④ 紙類	60 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4t コンテナ車(約 2.5m×約 7m)が駐車できるように奥行 10mを確保 ・ シャッターの幅 4mを考慮して幅 6mを確保 ・ 以上より 6m×10mを確保
⑤ 缶	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ びん、缶のヤードは併用
⑥ 布類	60 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4t コンテナ車(約 2.5m×約 7m)が駐車できるように奥行 10mを確保 ・ シャッターの幅 4mを考慮して幅 6mを確保 ・ 以上より 6m×10mを確保
⑦ 漂着ごみ	36 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粗大ごみヤードの一角にスペースを確保
⑧ 動物死体（小動物）	25 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管用冷蔵庫の寸法を考慮

※詳細なヤードの配置、区分けは p28

(5) 環境保全

環境保全としては、本地域で適用される環境関係の法規制が無いため、一般的な対策の他、近隣住民や作業員に配慮した対策を行います。

臭気対策として、簡易な消臭剤噴霧装置を使用するものとします。粉じん対策としては、水栓による散水を行うものとします。

(6) その他

① 事務室、会議室、休憩室等

事務室、会議室、休憩室等は、本施設と同等の面積を基本に検討します。

② 給水方式

給水方式は、井戸水とします。

③ 排水処理方式

排水処理設備としては、合併処理浄化槽を設置します。合併処理浄化槽の規模は、以下の式により、5人槽（最も小さいサイズの浄化槽）と想定します。なお、正式には、詳細設計の段階にて建築主事に確認の上、再度設定する必要があります。

工場・作業所・研究所・試験室（厨房設備無し）での算定式

$$\begin{aligned} N &= 0.30 \cdot P \\ &= 0.30 \times \text{配置人員 5名 (p31)} \\ &= 1.5 \end{aligned}$$

N：処理対象人員、P：定員

出典：建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302-2000）

④ 照明設備、空調設備

照明設備は、省エネルギー化を図るためLED機器を採用します。また、建屋に窓を多く設置することで自然採光による照明電力の削減を行います。

空調設備は、居室についてはエアコンを設置しますが、作業スペースは局所型の空調設備とします。換気は、自然換気を原則とし、建屋内に空気が滞留しないように、自然換気が促されるように窓を配置します。

⑤ 消火設備

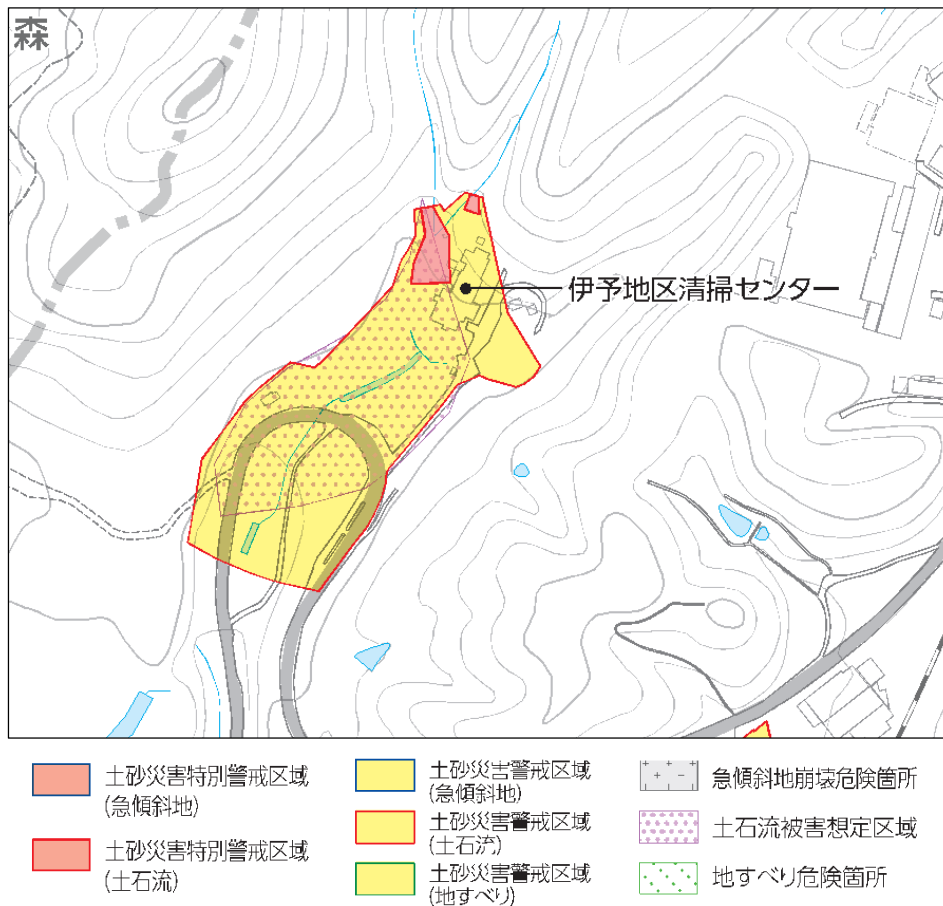
跡地利用施設では、可燃ごみの一時的な保管や粗大ごみの粗破砕が行われるため、消火栓、自動火災報知機等を設置することを計画します。設置個数や設置位置等については、今後、実施設計にて、所管消防署との協議を踏まえて設定します。

⑥ 自然エネルギー等利用設備

跡地利用施設の屋根にソーラーパネルの設置を検討し、可能な限り再生可能エネルギーを活用できる設備とします。

⑦ 災害対策

跡地利用施設の位置は、洪水や津波、ため池による浸水被害が無いものの、土石流による災害が想定される場所となっています。今後の実施設計時に、対策について再度検討していく必要があります。



出典：伊予市防災マップ（掲載日 2022年7月4日）

図 12 災害想定区域

また、跡地利用施設は、建築基準法の耐震設計基準を遵守するものとし、地震発生時においても施設が稼働できる災害に強い施設を計画します。

(7) 配置計画図

跡地利用施設の計画平面図は、以下のとおりとします。

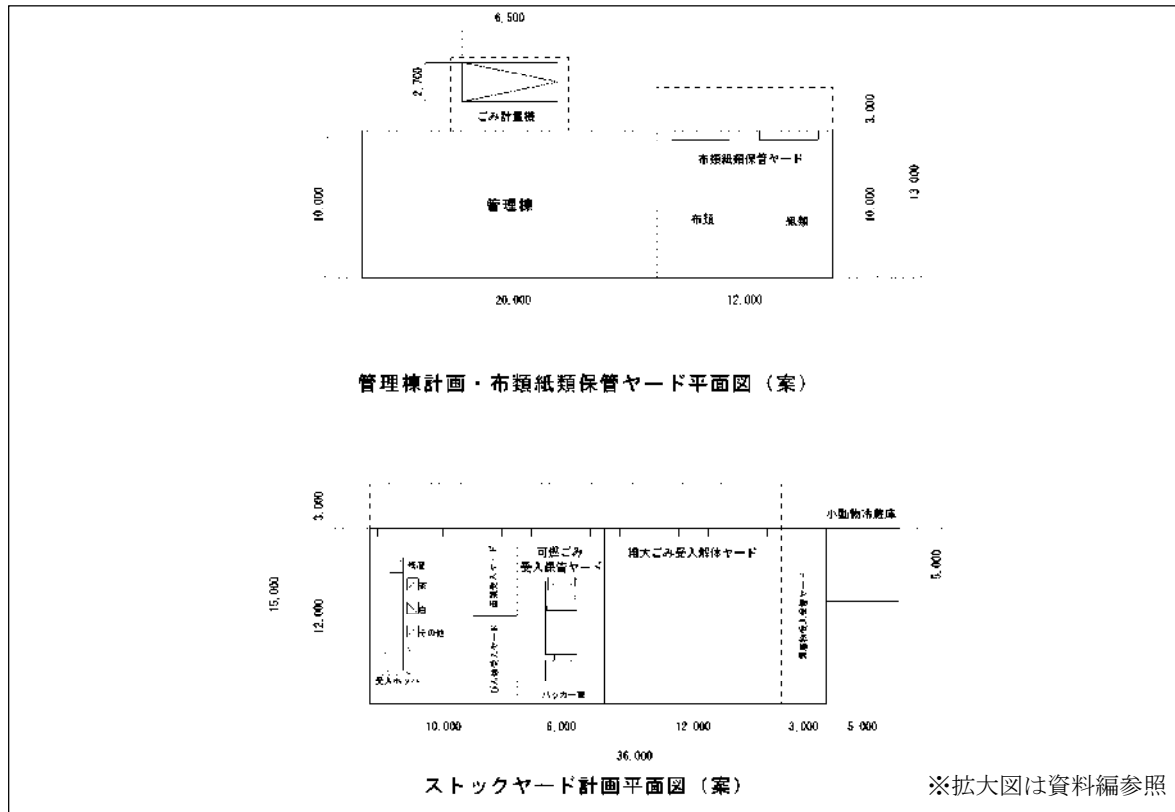
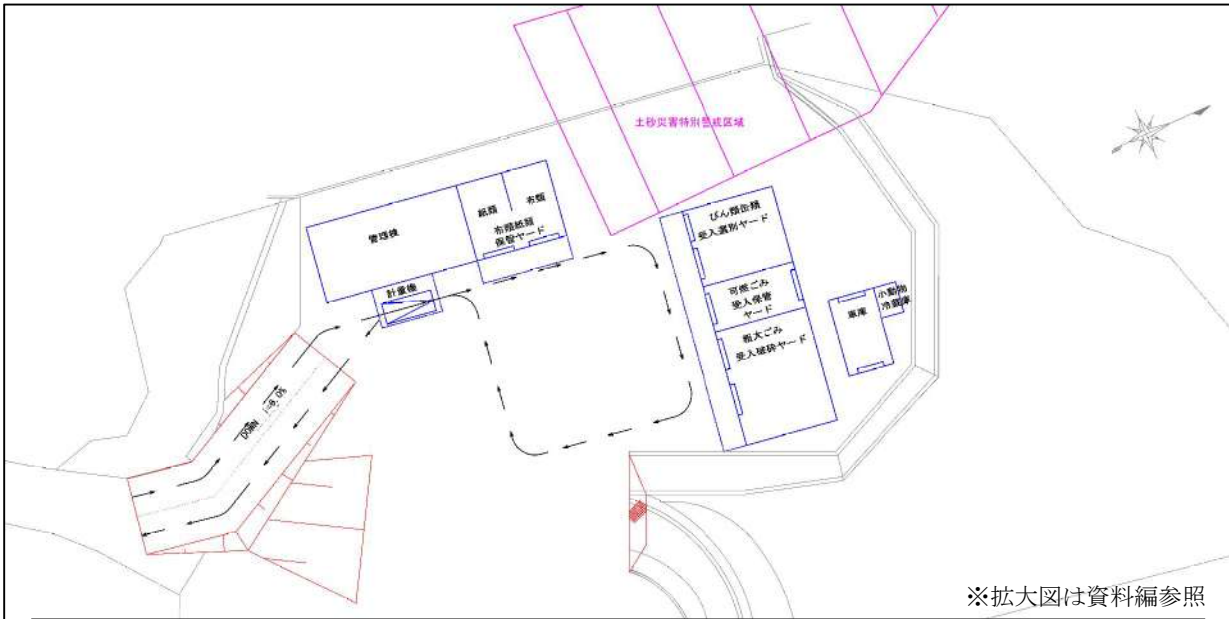


図 13 計画平面図

跡地利用施設の配置は、本施設の基礎杭を有効利用するため、本施設が設置されていた西側の敷地とします。ただし、建屋は土砂災害特別警戒区域に被らないように配置します。配置案としては、次頁に示す2案があります。

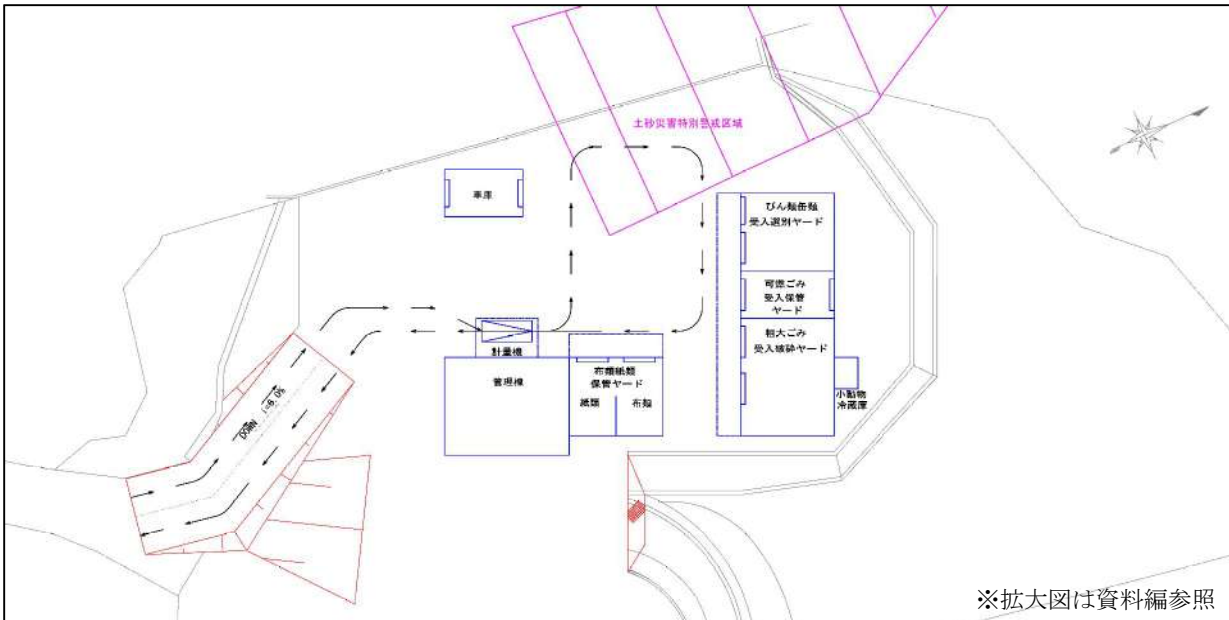
採用する案は、敷地の有効利用が図られ、防災面にも配慮されている配置案①とします。



※拡大図は資料編参照

配置案①

- 動線 各ヤードの入口が車両動線上にあるため、各ヤードへの搬入がしやすい
- 敷地 建屋が西側に集約され、東側の敷地が広く開放されている
- 環境 可燃ごみ受入保管ヤードが敷地の奥にあり、臭気の影響が周辺に及びにくい
粗大ごみ受入破砕ヤード、びん缶受入選別ヤードが敷地の奥にあり、騒音の影響が周辺に及びにくい
- 防災 土砂災害特別警戒区域にかからない



※拡大図は資料編参照

配置案②

- 動線 各ヤードの入口が車両動線上にあるため、各ヤードへの搬入がしやすい
- △ 敷地 管理棟が敷地の中心に配置され、東側の敷地と分断されてしまう
- 環境 可燃ごみ受入保管ヤードが敷地の奥にあり、臭気等の影響が周辺に及びにくい
粗大ごみ受入破砕ヤード、びん缶受入選別ヤードが敷地の奥にあり、騒音の影響が周辺に及びにくい
- △ 防災 車両動線が土砂災害特別警戒区域にかかってしまう

図 14 計画配置図

5. 運営維持管理計画

(1) 事業運営方式

廃棄物処理施設の建設・運営は、多額の財政負担が必要となり、コスト削減が課題となっています。そのため、民間の技術力と資金調達力を導入し、官民で協力することで効率的な事業運営を行う事例があります。事業運営方式としては、従来方式（公設公営）やDBO方式（公設民営）、PFI方式（民設民営）等があります。

採用する事業運営方式は、今後、PFI等導入可能性調査などにおいて、事業スキーム（民間に委託する範囲、リスク分担等）に基づいた市場調査を検討し、民間企業の参加が見込めるか否かを確認した上で設定します。

表 17 各事業手法の概要

事業方式		内容
公設公営（運転委託含む）		公共が民間に設計・建設を発注し、公共が維持管理及び運営を行う。
PPP方式	公設民営	長期包括委託 民間が維持管理及び運営のみを事業期間終了まで行う。
	PFI的方式	DBO (Design Build Operate) 公共が民間に設計・建設と併せて運営を発注する。
	民設民営	BTO (Build Transfer Operate) 民間が建設し、施設完成後に所有権を公共に移転し、民間が維持管理及び運営を行う。
	PFI方式	BOT (Build Operate Transfer) 民間が建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に所有権を公共に移転する。
BOO (Build Own Operate) 民間が建設し、維持管理及び運営し、事業終了時に民間が施設を解体撤去する。		

PPP：Public Private Partnership

民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

PFI：Private Finance Initiative

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法

(2) 運転・維持管理計画

跡地利用施設の運転・維持管理は、以下の5名により実施します。なお、搬入量の変動等、今後の運転状況によっては、配置人員の変更を検討する必要があります。

表 18 配置人員

内容		人員	備考
事務		1	
計量		1	
受入選別	可燃ごみ受入投入	2	
	粗大ごみ受入選別	1	
	びん類受入選別	—	可燃ごみ、粗大ごみと兼用
	缶類受入選別	—	可燃ごみ、粗大ごみと兼用
	紙類受入保管	—	可燃ごみ、粗大ごみと兼用
	布類受入保管	—	可燃ごみ、粗大ごみと兼用
重機	粗大ごみ粗破碎	—	可燃ごみ、粗大ごみと兼用
	各選別物等移動	—	可燃ごみ、粗大ごみと兼用
	保管物車両積込み	—	可燃ごみ、粗大ごみと兼用
合計		5	

第4章 事業工程

1. 事業全体の工程

事業工程としては、松山市で計画されている新施設整備の時期（令和14年度予定）には、間に合わせる必要があります。

循環型社会形成推進地域計画は、令和6年度に策定し、解体工事に係る事業を令和7年度から開始する必要があります。解体工事期間は概ね2年間と想定します。なお、解体工事の発注は、既存図書では不明確な要因にも対応できるように、仕様書発注を想定します。

跡地利用施設は、解体工事と並行して実施設計を行うことで、解体工事後すぐに跡地利用施設の整備に取り掛かれるように計画します。跡地利用施設整備期間は、整地も含めて概ね2年間と想定します。なお、着工までに土壌汚染対策防止法に基づく届出と、必要に応じてPFI等導入可能性調査を実施する必要があります。

表 19 事業全体の工程

工程		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
循環型社会形成推進地域計画								
解体工事	ダイオキシン類等事前調査							
	財産処分申請							
	地歴調査及び土壌汚染調査							
	発注仕様書等作成							
	解体工事							
跡地利用施設	実施設計							
	整備工事							

※業者選定期間を含む（工事は条件付き一般競争入札を想定）

※解体工事と跡地利用施設整備工事は、一括発注とすることで、工事期間を合計3年に短縮することも検討可

2. 解体工事工程

解体工事の工程は、工事期間を22ヶ月として、以下のとおり想定します。

表 20 解体工事工程

項目	2ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	8ヶ月	10ヶ月	12ヶ月	14ヶ月	16ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	22ヶ月
計画											
仮設工事											
汚染物除去工事											
プラント設備解体工事											
建屋及び地下構造物解体工事											
外構工事											
環境調査											
完成図書等作成及び竣工検査											

第5章 概算事業費

1. 解体工事費

解体工事費は、以下のとおり想定します。なお、鉄骨・鉄筋等の鋼材を有価物として処理（売却）するものとして、売却額を約 12,000 千円見込んでいます。また、杭を残置することで、本来必要であった杭撤去費 約 100,000 千円を削減しています。

また、解体工事に係る調査・設計費は、ダイオキシン類等事前調査、財産処分申請及び地歴調査、発注仕様書等作成の費用を見込みます。なお、地歴調査は、土壤汚染対策防止法（p20）に基づいて実施する土壤汚染状況調査です。

表 21 解体工事費

項 目		金額(千円)
解体工事費	土木建築解体工事※	293,293
	プラント設備解体工事	104,000
	汚染物除去工事	104,000
	環境調査	13,000
	発生材積込運搬処分	19,695
	直接工事費 計	533,988
	諸経費	156,921
	工事費（税抜）	690,909
	工事費（税込み）	760,000
解体工事に係る 調査・設計費	ダイオキシン類等事前調査	7,000
	財産処分申請及び地歴調査	5,000
	発注仕様書等作成	12,000
	合 計	24,000
総 計		784,000

※敷地造成費、場外ポンプ場撤去費含む

2. 跡地利用施設整備費

跡地利用施設整備費は、以下のとおり想定します。

跡地利用施設整備に係る調査・設計費は、PFI 等導入可能性調査、ボーリング調査、実施設計を見込みます。PFI 等導入可能性調査は、PFI 等で事業を行う可能性がある場合（民間企業の参加が見込める等）に実施するものであり、必ずしも必要ではない項目です。ボーリング調査は、4 地点（1 棟 2 地点）での調査を想定します。

表 22 跡地利用施設整備費

項 目		金額(千円)
跡地利用施設 整備費	土木建築工事	256,782
	プラント工事	73,000
	太陽光発電設備	25,000
	直接工事費 計	354,782
	諸経費	99,763
	工事費（税抜）	454,545
	工事費（税込み）	500,000
跡地利用施設 整備に係る 調査・設計費	PFI 等導入可能性調査	7,000
	ボーリング調査	6,000
	実施設計	25,000
	合 計	38,000
総 計		538,000

3. 財源計画

(1) 循環型社会形成推進交付金制度の概要

循環型社会形成推進交付金は、市町村が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画し、計画に位置付けられた施設整備に対して交付されるものです。

跡地利用施設は、マテリアルリサイクル推進施設に該当するストックヤードを整備するため、循環型社会形成推進交付金の対象となります。なお、解体工事は、「廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業」となるため、循環型社会形成推進交付金の対象となります。

(循環型社会形成推進交付金制度の概要)

交付対象

計画策定の対象地域は人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村
(沖縄、離島等の特別の地域は除く)

交付対象事業

- (1) マテリアルリサイクル推進施設
- (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設
- (3) 高効率ごみ発電施設
- (4) 廃棄物運搬中継施設
- (5) 有機性廃棄物リサイクル推進施設
- (6) 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）
- (7) 最終処分場再生事業
- (8) 廃棄物処理施設の基幹的設備改理事業（交付率 1/3）
- (9) 廃棄物処理施設の基幹的設備改理事業（交付率 1/2）（し尿処理施設に限る。）
- (10) 漂流・漂着ごみ処理施設
- (11) コミュニティ・プラント
- (12) 浄化槽設置整備事業
- (13) 公共浄化槽等整備推進事業
- (14) 廃棄物処理施設基幹的設備改造（沖縄県のみ交付対象）
- (15) 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）
- (16) 焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）
- (17) 施設整備に関する計画支援事業

交付率

交付対象経費の 1/3

出典：循環型社会形成推進交付金交付要綱 令和4年12月2日施行
循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 令和5年4月1日施行

なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月施行）により、循環型社会形成推進交付金を活用して施設を整備する場合、プラスチック分別を実施することが新たに求められています。

プラスチック資源の分別収集に係る循環交付金等の要件化について①



1. 目的

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、前向きにプラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を極力減らす努力を行っている自治体を支援。

2. 要件

以下の条件を満たす市町村

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第2条第3項に規定する**プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置**を行っている、又は地域計画期間の末日から1年後までに当該措置を行うこと。

3. 対象施設

対象	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・マテリアルリサイクル推進施設 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設 ・高効率ごみ発電施設 ・廃棄物運搬中継施設 ・最終処分場 ・最終処分場再生事業 ・基幹的設備改良事業 ・対象施設に係る計画支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・基幹的設備改良事業（し尿処理施設に限る。） ・漂流・漂着ごみ処理施設 ・コミュニティ・プラント ・浄化槽設置整備事業 ・公共浄化槽等整備推進事業 ・対象除外区域のみが対象となる施設 ・対象外施設に係る計画支援事業

※プラスチック資源の分別収集に直接関連しない施設区分は要件化の対象外。

0

プラスチック資源の分別収集に係る循環交付金等の要件化について②



4. 対象区域

地域計画の対象区域の全域（離島地域、奄美群島、山村地域、過疎地域及び沖縄県を除く。）

5. プラ分別の範囲・程度

プラスチック製容器包装及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を対象としていること。

※ ペットボトルのみ、白色トレイのみ等一部のプラスチック使用製品廃棄物のみを対象とするものは不適合。

6. 要件適用のタイミング・経過措置

○ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の**施行日から適用**。

○ ただし、**施行期日までに承認を受けた地域計画に基づく事業**（延長する場合等を含む。）には経過措置を適用。

※ 経過措置が適用される地域計画（当該計画を延長する場合等を含む。）に基づく事業を次期地域計画においても継続して実施する場合（現行計画に基づき計画支援事業等に着手し、次期計画に基づいて施設整備を行う場合を含む。）は、次期地域計画においても経過措置を適用。

7. 今後のスケジュール等

令和3年度内に要綱等を改正し、公表する予定。

1

出典：循環型社会形成推進交付金等の要望額調査について（令和3年12月24日 環境省 事務連絡）

図 15 プラスチック分別の要件について

(2) 交付対象内外の設定

解体工事費及び跡地利用施設整備費の交付対象内外内訳（年度割）は、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に基づくと、以下のとおり振り分けられます。

表 23 交付対象内外内訳（年度割）

項目	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	全体 (千円)	対象内 (千円)	対象外 (千円)	全体 (千円)	対象内 (千円)	対象外 (千円)	全体 (千円)	対象内 (千円)	対象外 (千円)
解体工事費	0	0	0	0	0	0	366,000	329,700	36,300
解体工事費に係る 調査・設計費	ダイオキシン類等事前調査	7,000	7,000	0	0	0	0	0	0
	財産処分申請及び地歴調査	5,000	0	5,000	0	0	0	0	0
	発注仕様書等作成	0	0	0	12,000	12,000	0	0	0
	計	12,000	7,000	5,000	12,000	12,000	0	0	0
合計	12,000	7,000	5,000	12,000	12,000	0	366,000	329,700	36,300
跡地利用施設整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
跡地利用施設整備に係る 調査・設計費	PFI等導入可能性調査	7,000	7,000	0	0	0	0	0	0
	ボーリング調査	0	0	0	6,000	6,000	0	0	0
	実施設計	3,000	3,000	0	22,000	22,000	0	0	0
	計	10,000	10,000	0	28,000	28,000	0	0	0
合計	10,000	10,000	0	28,000	28,000	0	0	0	0
総計	22,000	17,000	5,000	40,000	40,000	0	366,000	329,700	36,300

項目	令和10年度			令和11年度			令和12年度		
	全体 (千円)	対象内 (千円)	対象外 (千円)	全体 (千円)	対象内 (千円)	対象外 (千円)	全体 (千円)	対象内 (千円)	対象外 (千円)
解体工事費	394,000	328,900	65,100	0	0	0	0	0	0
解体工事費に係る 調査・設計費	ダイオキシン類等事前調査	0	0	0	0	0	0	0	0
	財産処分申請及び地歴調査	0	0	0	0	0	0	0	0
	発注仕様書等作成	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	394,000	328,900	65,100	0	0	0	0	0	0
跡地利用施設整備費	0	0	0	10,000	10,000	0	490,000	200,000	290,000
跡地利用施設整備に係る 調査・設計費	PFI等導入可能性調査	0	0	0	0	0	0	0	0
	ボーリング調査	0	0	0	0	0	0	0	0
	実施設計	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	10,000	10,000	0	490,000	200,000	290,000
総計	394,000	328,900	65,100	10,000	10,000	0	490,000	200,000	290,000

(3) 財源内訳

解体工事及び跡地利用施設整備は、循環型社会形成推進交付金事業として実施します。また、地方債は一般会計債を活用することを想定します（今後、過疎対策事業債等の活用可否を要検討）。財源内訳の各割合は、以下のとおりです。

なお、交付対象の割合は、循環型社会形成推進交付金要綱に示されている交付対象設備を参考に、交付対象となるストックヤードだけを抽出し、設定します。

表 24 財源内訳概要

事業		交付率	地方債 充当率	交付税 算入率	一般財源
循環型社会形成推進 交付金事業	交付対象	1/3	90%	50%	10%
	交付対象外	—	75%	30%	25%

交付金や地方債を考慮した財源内訳の算出結果は、以下のとおりです。

表 25 財源内訳の算出結果

項目	解体工事 (千円)	跡地利用施設整備 (千円)	合計 (千円)
交付対象	677,600	248,000	925,600
交付金	225,800	82,600	308,400
地方債	395,100	81,600	476,700
廃棄物処理施設整備基金	0	58,300	58,300
一般財源	56,700	25,500	82,200
交付対象外	106,400	290,000	396,400
地方債	76,000	0	76,000
廃棄物処理施設整備基金	0	290,000	290,000
一般財源	30,400	0	30,400
事業費	784,000	538,000	1,322,000
交付金	225,800	82,600	308,400
地方債	471,100	81,600	552,700
廃棄物処理施設整備基金	0	348,300	348,300
一般財源（負担額）	87,100	25,500	112,600

※跡地利用施設整備には、伊予市廃棄物処理施設整備基金を充当する

表 26 解体工事の財源内訳（年度割）

項目	令和7年度 (千円)	令和8年度 (千円)	令和9年度 (千円)	令和10年度 (千円)	令和11年度 (千円)	令和12年度 (千円)
交付対象	7,000	12,000	329,700	328,900	0	0
交付金	2,300	4,000	109,900	109,600	0	0
地方債	0	0	197,800	197,300	0	0
廃棄物処理施設整備基金	0	0	0	0	0	0
一般財源	4,700	8,000	22,000	22,000	0	0
交付対象外	5,000	0	36,300	65,100	0	0
地方債	0	0	27,200	48,800	0	0
廃棄物処理施設整備基金	0	0	0	0	0	0
一般財源	5,000	0	9,100	16,300	0	0
事業費	12,000	12,000	366,000	394,000	0	0
交付金	2,300	4,000	109,900	109,600	0	0
地方債	0	0	225,000	246,100	0	0
廃棄物処理施設整備基金	0	0	0	0	0	0
一般財源（負担額）	9,700	8,000	31,100	38,300	0	0

表 27 跡地利用施設整備の財源内訳（年度割）

項目	令和7年度 (千円)	令和8年度 (千円)	令和9年度 (千円)	令和10年度 (千円)	令和11年度 (千円)	令和12年度 (千円)
交付対象	10,000	28,000	0	0	10,000	200,000
交付金	3,300	9,300	0	0	3,300	66,700
地方債	0	0	0	0	6,000	75,600
廃棄物処理施設整備基金	0	0	0	0	700	57,600
一般財源	6,700	18,700	0	0	0	100
交付対象外	0	0	0	0	0	290,000
地方債	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理施設整備基金	0	0	0	0	0	290,000
一般財源	0	0	0	0	0	0
事業費	10,000	28,000	0	0	10,000	490,000
交付金	3,300	9,300	0	0	3,300	66,700
地方債	0	0	0	0	6,000	75,600
廃棄物処理施設整備基金	0	0	0	0	700	347,600
一般財源（負担額）	6,700	18,700	0	0	0	100

4. 運営維持管理費

跡地利用施設の運営維持管理費は、他事例を参考に、以下のとおり想定します。

表 28 運営維持管理費

項目	概算費用 (千円/年)	備考
人件費	30,000	配置人員 5 名×6,000 千円/年
電気代	2,000	
燃料代	1,500	
合計	33,500	

※税込み

資料編

1. 愛媛県への確認事項

解体工事及び跡地利用施設整備にあたり、循環型社会形成推進交付金を活用するための条件等について、以下のとおり愛媛県に確認しました。

(1) 中継施設について

- ✓ 直接搬入のみを受入れる場合は、収集の効率化ではなく、市民サービスの向上となり、廃棄物運搬中継施設として交付対象とすることは難しい。
- ✓ 交付対象とするために考えられる方法としては、以下の方法が考えられる。
 - ・一部地域の委託業者、許可業者についても、中継施設を利用する。
 - ・マテリアルリサイクル推進施設のストックヤードを整備する。なお、この場合、「資源物」と整理できるものだけが交付対象となる。

(2) スtockヤードについて

- ✓ マテリアルリサイクル施設のストックヤードとは、再利用や再生利用するため、選別されたびん、缶、プラスチック類、紙類等の資源ごみを一時保管する施設であるため、粗大ごみだけでは、ストックヤードとは認められない。
- ✓ 資源化するものを扱うのであれば、びん、紙類、缶、布類に限定したストックヤードでも交付対象となる。
- ✓ 直接搬入ごみのみを受入れる場合においても、交付対象となる。

(3) 漂着ごみ処理施設について

- ✓ 漂着する一般廃棄物を処理する施設であれば、交付対象になり得る。

(4) 循環型社会形成推進地域計画について

- ✓ 解体工事は組合の地域計画に、跡地利用施設整備は松山ブロックの地域計画に記載する。
- ✓ 解体工事と跡地利用施設整備が異なる事業主体によって行われる場合、それぞれの地域計画において、関係性が分かるように位置づける。
- ✓ 組合の地域計画期間は H31～R7 であるので、当該地域計画の末日から1年後までにプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行う必要がある。

2. 保健所との協議結果

伊予地区清掃センター解体工事にあたって、地形維持を目的として基礎杭を残置することについて、令和6年2月1日に中予保健所と協議した結果、環境省通知やガイドラインに従い、基礎杭の全数残置を前提とせず、しっかりと検討する必要がある旨の回答を得ました。

杭を残置する理由

伊予地区清掃センターの敷地は、伊予地区清掃センターの解体後、同敷地において跡地利用施設を建設することを計画しています。したがって、地形維持を目的として、基礎杭を残置することとします。

なお、地形維持を目的とした基礎杭の残置は、環循適発第2109301号令和3年9月30日「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」に基づいた処置と考えています。

環循適発第2109301号令和3年9月30日

「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」 抜粋

第3 地下工作物の取扱いについて

地下工作物の存置については、一般社団法人日本建設業連合会において「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（2020年2月）が作成されている。次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、同ガイドライン「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。

- ① 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
- ② 対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
- ③ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
- ④ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

なお、地下工作物を存置する場合においても、石綿含有建材やPCB使用機器などの有害物、これら以外の内装材や設備機器などは全て撤去すべきものである。また、地方公共団体が上記の①から④までの条件を満たしていないと判断した場合は「廃棄物」に該当し得るとともに、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められると判断した場合は、当該地下工作物の撤去等、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることが可能である。

- ・地下工作物は全て撤去が原則であるが、令和3年9月30日付け環境省通知において、一定の条件を満たす場合に加えて、「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（（一財）日本建設業連合会）に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えないとされているため、同通知に示された4つの条件への適合性等について慎重に整理・検討し、市民等から疑念を持たれないようにする必要がある。
- ・伊予地区清掃センターは谷地形にあるため、「地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために基礎杭を存置する」方針とのことであるが、基礎杭を撤去した場合の地山の崩落等の危険性を充分整理・説明することができない場合、存置は認められない。
また、地山の崩落等の危険性を回避するために基礎杭を存置する旨の説明ができる場合でも、存置する基礎杭は必要最小限とすべきであり、存置する基礎杭の位置、本数等の根拠を整理し、説明できなければならないことに充分留意すること。
- ・なお、伊予地区清掃センターの解体後は、一般廃棄物（災害廃棄物含む）の集積場として倉庫等の建設を計画しているとのことであり、「建屋建設や車両走行に当たって強固な地盤が必要であるため既存の基礎杭を再利用する」と整理することも可能かと考えられる。
ただし、この場合も、必要な強度や存置する基礎杭の位置、本数等を整理し、説明できる必要があることに留意すること。
- ・保健所としては、解体後の詳細な土地利用計画が決定していない現段階で、基礎杭存置の可否を判断することは困難であるが、環境省通知やガイドラインに従い、基礎杭の全数存置を前提とせず、しっかりと検討すること。

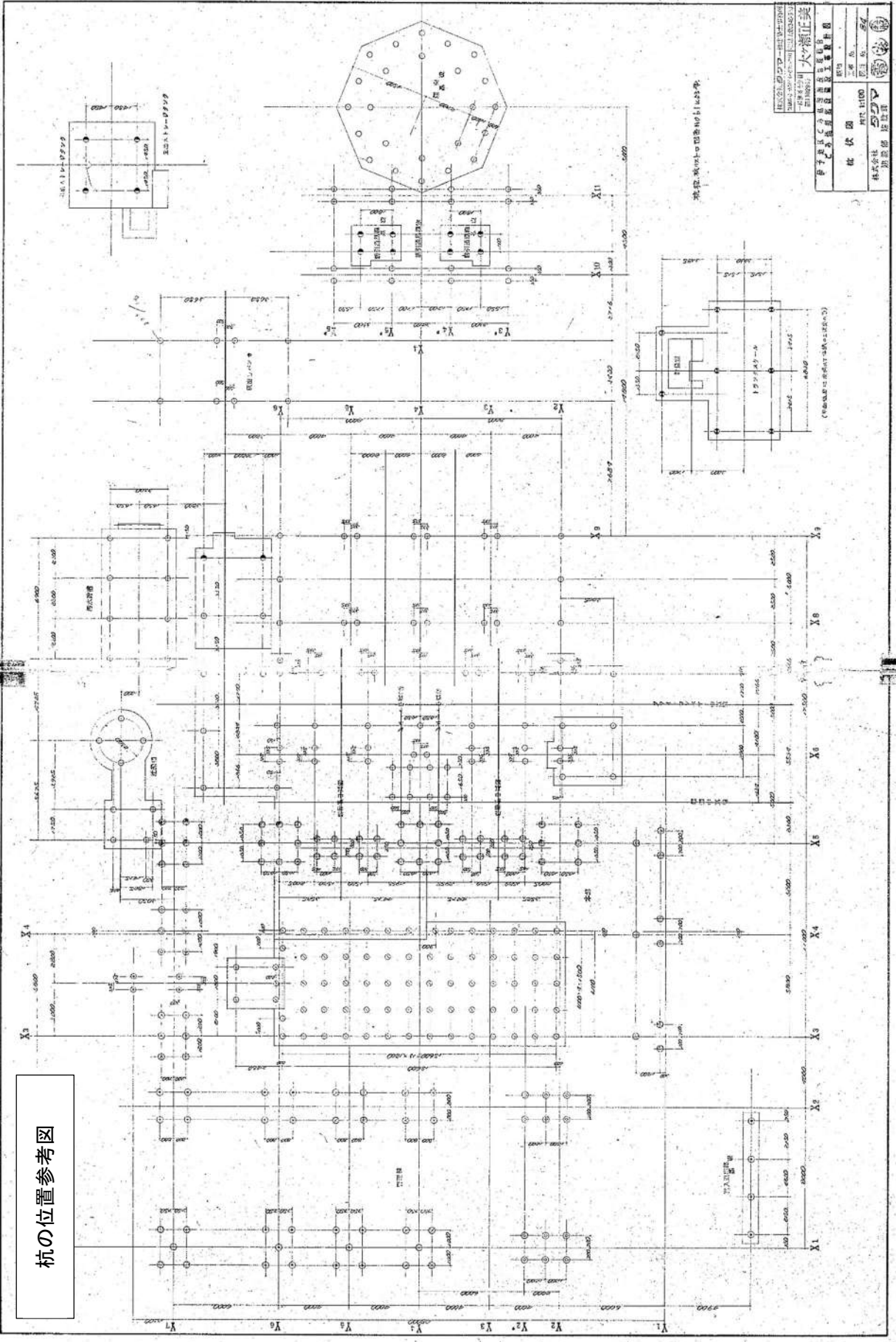
杭本数

φ 350-17m	5 セット
φ 350-15m	22 本
φ 350-12m	19 本
φ 350-10m	52 本
φ 300-15m	8 セット
φ 300-12m	4 本
φ 300-9m	12 本
φ 300-8m	212 本
合計	353 本

杭の位置

次頁参照

杭の位置参考図



株式会社 大瀬正美
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-5561-1100
 代表取締役 大瀬正美
 取締役 大瀬正美

3. 関係計画の概要

関連計画の概要は以下のとおりです。「伊予市一般廃棄物処理基本計画 令和6年3月」にて、本施設の解体工事や跡地利用施設整備について記載されています。

第2期伊予市総合計画 後期基本計画 令和3年3月

計画期間	平成28(2016)年度から令和7(2025)年度 (後期計画は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度)
将来像	まち・ひとともに育ち輝く伊予市
未来戦略 基本目標	未来戦略1 3万人が住み続けたい環境をつくります。 基本目標1 快適空間都市の創造 基本目標2 健康福祉都市の創造 基本目標3 生涯学習都市の創造 未来戦略2 3万人を支える産業を育てます。 基本目標4 産業振興都市の創造 未来戦略3 3万人の力を結集できる意識改革を行います。 基本目標5 参画協働推進都市の創造
廃棄物関係の施策 (基本目標1より) (本文抜粋)	<u>3Rの促進</u> 循環型社会の形成に向け、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rに積極的に取り組みます。 <u>環境ボランティア活動の推進</u> ボランティア清掃活動への積極的な参加、また環境に関する講座の開催などにより、地域の環境問題に対する関心を高め、活動継続の重要性を理解してもらいます。 <u>新エネルギーの普及推進</u> 一般家庭への再生可能エネルギーの導入に対し、積極的な支援を行います。

伊予市環境基本計画 令和5年3月

計画期間	令和5(2023)年度から令和14年度(2032)年度
将来環境像	未来につながる環境に優しい持続可能なまち伊予
環境目標	環境目標1 住み続けたい快適な生活環境が守られるまち 環境目標2 自然環境が持続可能な利用で守られるまち 環境目標3 環境にやさしい暮らし方が続けられるまち 環境目標4 環境教育や環境行動が日常にあるまち
廃棄物関係の施策 (環境目標3より) (本文抜粋)	<u>具体的な施策① 循環型社会の構築</u> 食品ロスの削減などによりごみの発生・排出抑制を推進するとともに、4R活動を進め、食品廃棄物やプラスチック廃棄物の量を減らし、循環型社会の構築を推進します。 <u>具体的な施策② 廃棄物の適正処理の推進</u> ごみの不法投棄の防止や、産業廃棄物等の適正処理を推進するとともに、適切な情報発信や意識啓発に取り組むことで廃棄物の適正処理を推進します。

伊予市一般廃棄物処理基本計画 令和6年3月

計画の目標年度	令和15年度
計画の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの発生・排出抑制 2 4R活動の推進による資源の有効活用 3 環境に配慮したごみの適正処理の推進
施設整備関係 (本文抜粋)	<p>中継処理施設</p> <p>施設の老朽化により焼却炉を停止した伊予地区清掃センターについては、焼却施設を解体し、解体後の跡地に住民や事業者の直接搬入ごみを集約するための中継施設や粗大ごみ等を一時保管するストックヤードを整備することを検討しています。</p>

第5次松前町総合計画 令和2年3月

計画期間	令和2年度から令和11年度
将来像	生きる喜び あふれる まち まさき
基本目標	<p>いきいき ～心も体も元気いっぱい！～</p> <p>きらきら ～まちも人もおしゃれに輝く！～</p> <p>わくわく ～町民みんなが主役！～</p>
基本施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心な生活環境づくり 2 笑顔で暮らせる健康づくり 3 豊かな心を育む人づくり 4 活力あふれるにぎわいづくり 5 快適で暮らしやすい基盤づくり
廃棄物関係の施策 (基本施策1より) (本文抜粋)	<p>循環型社会形成の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物処理に関する指針の見直し (2) ごみの減量化・リサイクルの推進 (3) 5R運動の促進 (4) し尿等処理体制の充実

松前町一般廃棄物処理基本計画 平成23年4月

目標年度	令和7年度
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> (1) ごみの発生抑制と資源循環システムの充実 (2) 環境負荷の少ない循環型の処理システムの構築 (3) 環境教育の推進と住民、事業者、行政のパートナーシップによる取組の推進
施設整備関係 (本文抜粋)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 可燃ごみ 今後の可燃ごみの中間処理方法について、伊予市と協議を進めていく。 (2) 粗大、埋立ごみ 分別作業が容易に行える施設整備を検討していく。 (3) 資源ごみ 中間処理施設の整備についても検討していく。

松山市・伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町地域

循環型社会形成推進地域計画（第1期）令和5年3月28日

計画期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日
処理施設等の整備	<p>（仮称）松山市南クリーンセンター整備事業</p> <p>エネルギー回収型廃棄物処理施設</p> <p>処理能力 約210t/日</p> <p>事業期間 R9～R14</p> <p>事業計画額 23,956,680千円</p> <p>マテリアルリサイクル推進施設</p> <p>処理能力 約46t/日</p> <p>事業期間 R9～R14</p> <p>事業計画額 2,183,320千円</p>

伊予地区ごみ処理施設管理組合地域

循環型社会形成推進地域計画 平成30年11月作成 令和3年変更

計画期間	平成31年4月1日から令和8年3月31日
処理施設等の整備	<p>伊予地区清掃センター基幹的設備改良事業</p> <p>処理能力 80t/日</p> <p>事業期間 R7～R9</p> <p>総事業計画額 22,000千円（全体：5,577,000千円）</p>

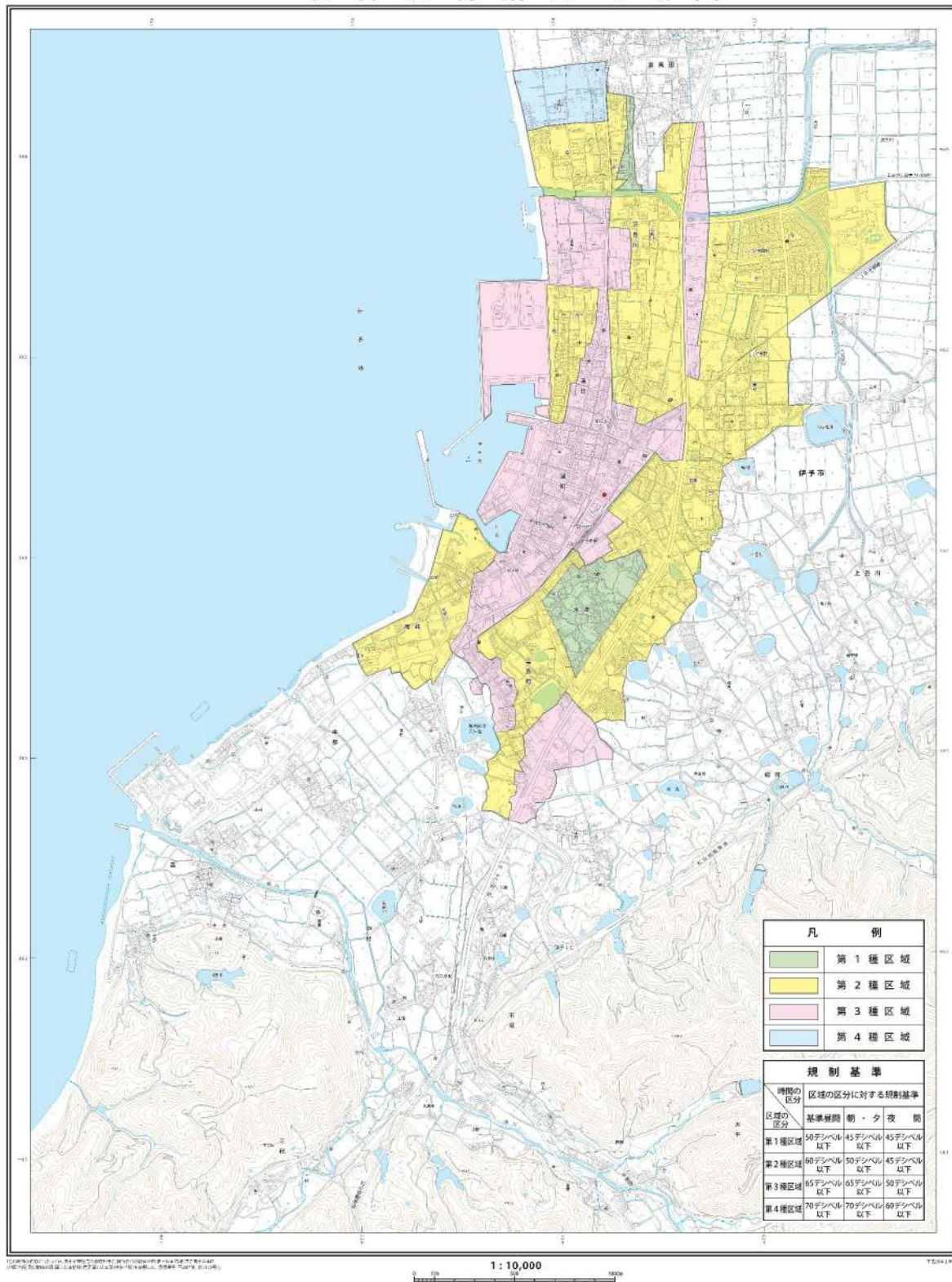
松山ブロックごみ処理広域化基本計画 令和6年3月

計画目標年次	令和14年度	
広域化の体制（総括）	対象ごみ	可燃ごみ及び粗大ごみ
	対象工程	中間処理及び中間処理に伴い生じる残さの最終処分
	施設体制	<ul style="list-style-type: none"> 松山市西クリーンセンターを広域処理施設の一つとして運用し、同施設では不足する部分を補うものとして、新施設を整備する。 新施設は、ストーカ式焼却炉（可燃ごみ）及び破碎選別施設（粗大ごみ）とし、松山市南クリーンセンターの敷地内に新設する。
	運搬体制	松山市を除く2市3町は、住民及び事業者による直接搬入ごみを中継施設で集約した上で広域処理施設に搬入する。
	ごみ処理有料化	各市町が個別に判断
	組織体制	松山市を除く構成市町は、地方自治法第252条の14の規定により、対象ごみの処理を松山市に委託する。
	過渡期の対応	<p>（可燃ごみ）松山市のごみ処理施設で処理することを前提として調整する。</p> <p>（粗大ごみ）各市町が個別に処理する。</p>
	災害時の対応	災害時の受入体制の構築に向け、引き続き検討する

4. 法規制区域

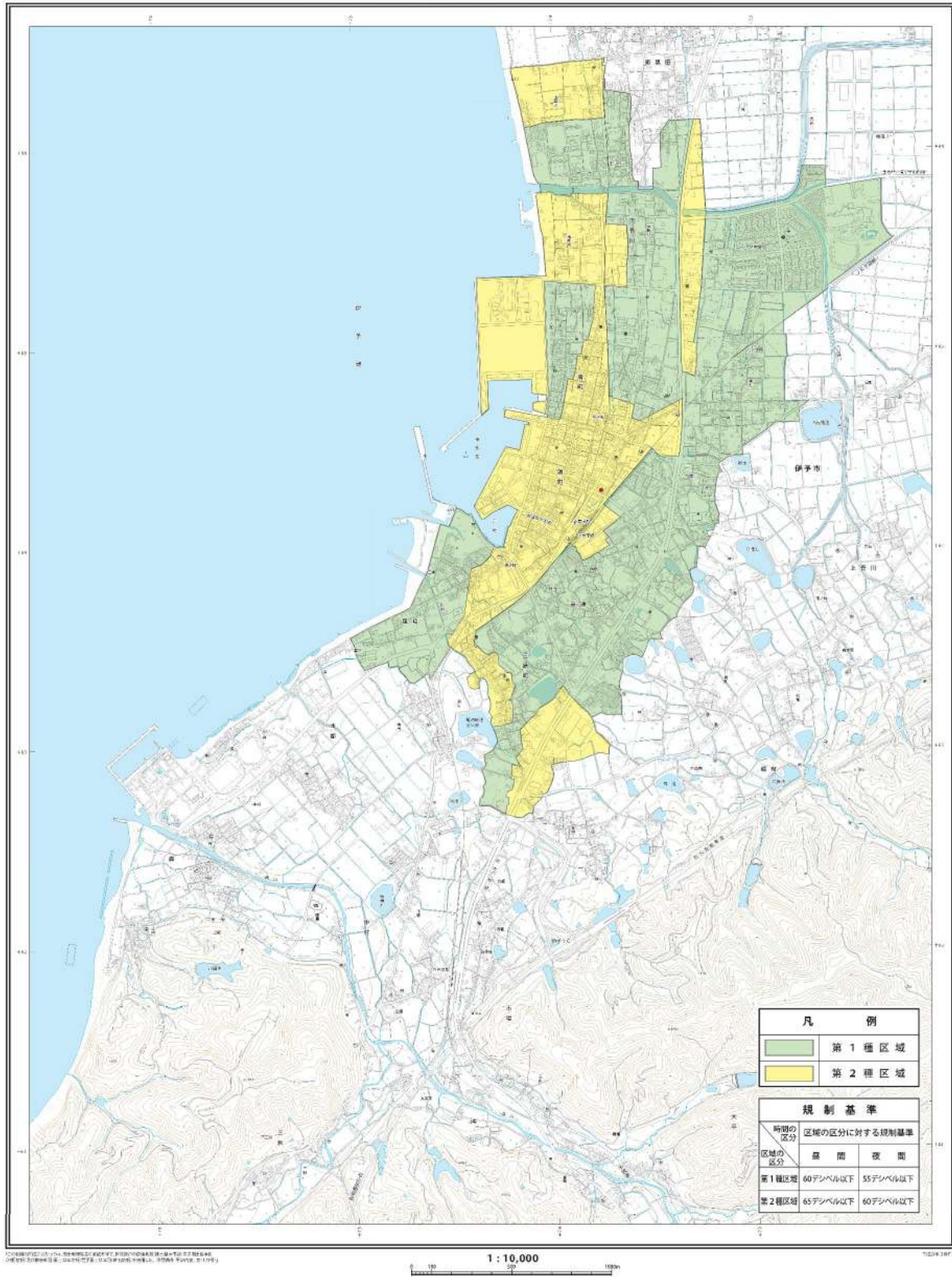
騒音、振動、悪臭の規制区域や都市計画区域は以下のとおりであり、本施設は区域外となっています。

騒音規制指定地域図



出典：伊予市資料

振動規制指定地域図

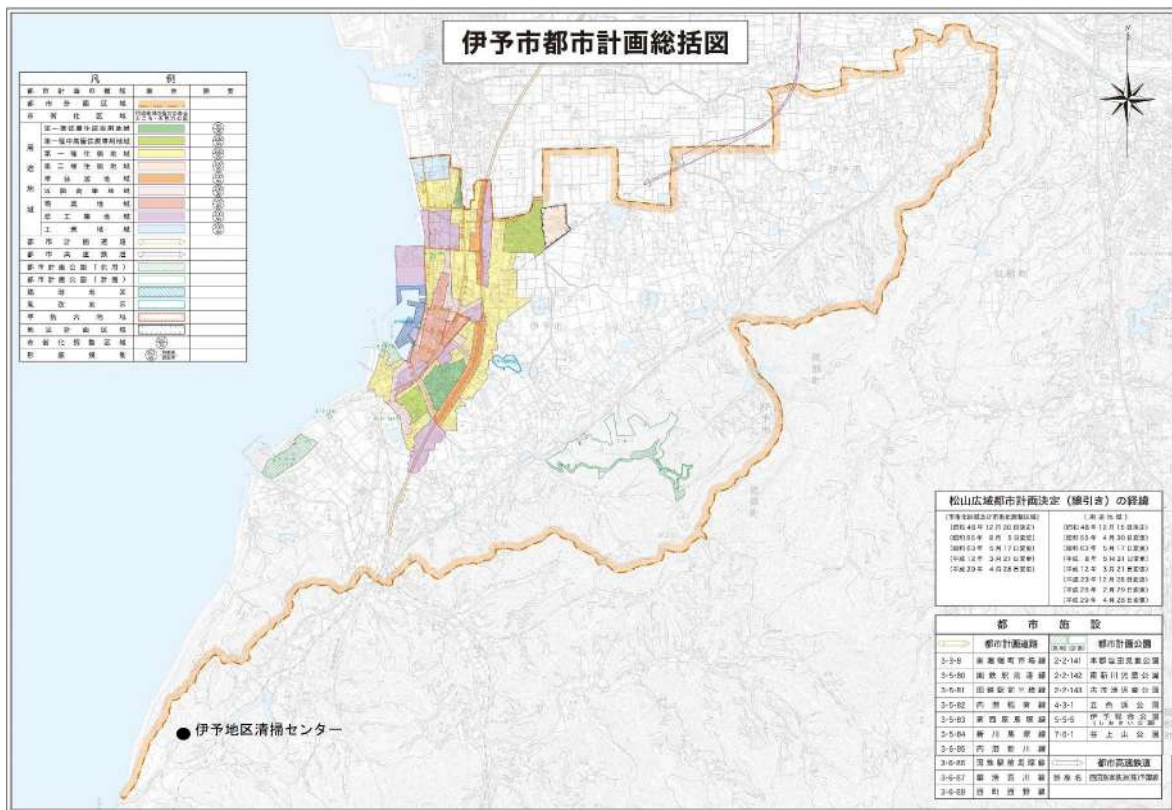


出典：伊予市資料

表 2-6-49 悪臭規制地域の指定状況

告示年月日	施行年月日	指定市町名	備考
昭和49年4月9日	昭和49年5月1日	松山市、新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、菊間町、松前町	
平成12年3月31日	平成12年4月1日	新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、菊間町、松前町	松山市が中核市に移行することに伴い、松山市を除外した。
平成16年3月30日	平成16年4月1日	新居浜市	権限委譲に伴い除外。
平成16年12月28日	平成17年1月16日	菊間町 (除外)	合併に伴い今治市に権限委譲
平成24年3月16日	平成24年4月1日	市への権限委譲	

出典：愛媛県資料



出典：伊予市資料

5. 現場写真

現場確認を令和5年8月29日に実施しました。



現場写真 No. 1



現場写真 No. 2



現場写真 No. 3



現場写真 No. 4



現場写真 No. 5



現場写真 No. 6



現場写真 No. 7



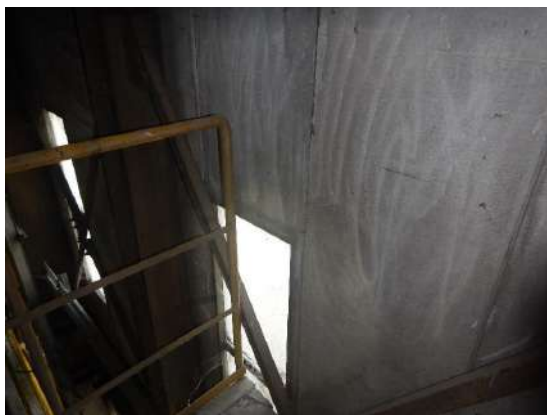
現場写真 No. 8



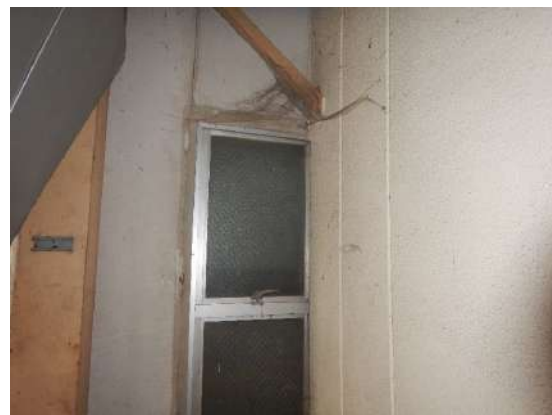
現場写真 No. 9



現場写真 No. 10



現場写真 No. 11



現場写真 No. 12



現場写真 No. 13



現場写真 No. 14



現場写真 No. 15



現場写真 No. 16



現場写真 No. 17



現場写真 No. 18



現場写真 No. 19



現場写真 No. 20



現場写真 No. 21



現場写真 No. 22



現場写真 No. 23



現場写真 No. 24



現場写真 No. 25



現場写真 No. 26



現場写真 No. 27



現場写真 No. 28



現場写真 No. 29



現場写真 No. 30



現場写真 No. 31



現場写真 No. 32



現場写真 No. 33



現場写真 No. 34



現場写真 No. 35



現場写真 No. 36



現場写真 No. 37



現場写真 No. 38



現場写真 No. 39



現場写真 No. 40



現場写真 No. 41



現場写真 No. 42



現場写真 No. 43



現場写真 No. 44



現場写真 No. 45



現場写真 No. 46



現場写真 No. 47



現場写真 No. 48



現場写真 No. 49



現場写真 No. 50



現場写真 No. 51



現場写真 No. 52



現場写真 No. 53



現場写真 No. 54

6. 積算にあたっての参考資料

概算工事費の内訳を次頁に示します。

工種別	工事別	種別	数量	単位	単価	全体額	交付対象事業	交付対象外事業	備考
直接工事費	土木建築解体工事	解体ヤード、飛散対策用足場含む	1.0	式		293,292,530	264,715,210	28,577,320	
	プラント設備解体工事		1.0	式		104,000,000	104,000,000	0	
	汚染物除去工事		1.0	式		104,000,000	104,000,000	0	
	環境調査		1.0	式		13,000,000	5,000,000	8,000,000	
	発生材積込運搬処分		1.0	式		19,695,500	16,647,500	3,048,000	
	A		1.0	式		533,988,030	494,362,710	39,625,320	
	共通仮設費								
1	運搬費	$44.5 \times A^{0.1828} / 100 * A + \text{積上額} (3t \text{以上の重機械})$	1.0	式		12,034,000	0	12,034,000	共通仮設費内訳書No.1
	2 準備費	$0.0035 \times A + 145,000 \text{円}$	1.0	式		2,013,000	0	2,013,000	
	3 仮設費	積上額	1.0	式		20,380,000	0	20,380,000	共通仮設費内訳書No.1
	4 技術管理費	限度額	1.0	式		1,000,000	0	1,000,000	
	5 営繕損料	$(A + B 1, 2, 3, 4) \times 0.01$	1.0	式		5,694,000	5,068,000	626,000	
	6 労務者輸送費	限度額800,000円	1.0	式		800,000	712,000	88,000	
	7 安全費	$(A + B 1, 2, 3, 4) \times 0.0021$	1.0	式		1,195,000	0	1,195,000	
B	小計		1.0	式		43,116,000	5,780,000	37,336,000	
純工事費	C		1.0	式		577,104,030	500,142,710	76,961,320	
現場管理費	現場管理費	$C \times 7.5\%$	1.0	式		43,282,000	37,510,000	5,772,000	
	E		1.0	式		620,386,030	537,652,710	82,733,320	
一般管理費	一般管理費	$F = E \times 11.5\% \text{ (以内)}$	1.0	式		70,523,061	61,074,563	9,448,498	
	G		1.0	式		690,909,091	598,727,273	92,181,818	
消費税	消費税		1.0	式		69,090,909	59,872,727	9,218,182	
	工事費計		1.0	式		760,000,000	658,600,000	101,400,000	

条件

共通仮設費内訳書No.1

工種別	工事別	種別	数量	単位	単価	全体額	交付対象事業	交付対象外事業	備考
共通仮設費	運搬費	重機運搬	1.0	式		6,000,000	0	6,000,000	
	仮囲い		1.0	式		3,840,000	0	3,840,000	
	シートゲート		1.0	箇所		540,000	0	540,000	
	仮設費	交通整理員B	1.0	式		16,000,000	0	16,000,000	
小計					26,380,000	0	26,380,000		

内訳書No.1

工種別	工事別	種別	数量	単位	単価	全体額	交付対象事業	交付対象外事業	備考
土木建築工事	工場棟		1.0	式		196,686,890	196,686,890	0	発生材積込運搬処分を含まない
	煙突		1.0	式		65,028,320	65,028,320	0	
	計量棟		1.0	式		1,791,000	0	1,791,000	
	Rスロープ事務所		1.0	式		3,900,000	0	3,900,000	
	仮設事務所		1.0	式		1,500,000	0	1,500,000	
	場外ポンプ場		1.0	式		4,126,320	0	4,126,320	
	建築設備		1.0	式		3,000,000	3,000,000	0	
	外構		1.0	式		1,800,000	0	1,800,000	
	場内スロープ		1.0	式		5,460,000	0	5,460,000	
	低圧切替		1.0	式		10,000,000	0	10,000,000	
	小計		1.0	式		293,292,530	264,715,210	28,577,320	
プラント工事	プラント設備解体		1.0	式		104,000,000	104,000,000	0	
	小計		1.0	式		104,000,000	104,000,000	0	
汚染物除去工事	小計		1.0	式		104,000,000	104,000,000	0	
	小計		1.0	式		104,000,000	104,000,000	0	
環境調査	小計		1.0	式		13,000,000	5,000,000	8,000,000	
	小計		1.0	式		13,000,000	5,000,000	8,000,000	
発生材積込運搬処分	発生材積込運搬		1.0	式		14,067,500	12,087,500	1,980,000	
	発生材処分		1.0	式		5,628,000	4,560,000	1,068,000	
	小計		1.0	式		19,695,500	16,647,500	3,048,000	
533,988,030					533,988,030	494,362,710	39,625,320		

伊予地区ごみ処理施設解体工事費〔杭解体撤去費〕（概算）

単位：円

工種別	工事別	種別	数量	単位	単価	全体額	備考
直接工事費	土木建築解体工事	杭解体撤去	1.0	式		56,490,000	
		発生材積込運搬処分	1.0	式		18,200,000	
A			1.0	式		74,690,000	
共通仮設費							
	1	運搬費	$44.5 \times A^{0.1828} / 100 * A + \text{積上額}(3\text{以上の重機械})$	1.0	式	1,209,000	
	2	準備費	$0.0035 \times A + 145,000\text{円}$	1.0	式	406,000	
	3	仮設費	積上額	1.0	式	0	
	4	技術管理費	限度額	1.0	式	1,000,000	
	5	管轄損料	$(A + B 1, 2, 3, 4) \times 0.01$	1.0	式	773,000	
	6	労務者輸送費	限度額800,000円	1.0	式	800,000	
	7	安全費	$(A + B 1, 2, 3, 4) \times 0.0021$	1.0	式	162,000	
B		小計		1.0	式	4,350,000	
純工事費	C			1.0	式	79,040,000	
		現場管理費	$C \times 7.5\%$	1.0	式	5,928,000	
工事原価	E			1.0	式	84,968,000	
		一般管理費	$F = E \times 11.5\%$ (以内)	1.0	式	9,759,273	
工事価格	G			1.0	式	94,727,273	
		消費税		1.0	式	9,472,727	
工事費計				1.0	式	104,200,000	

内訳書No. 1

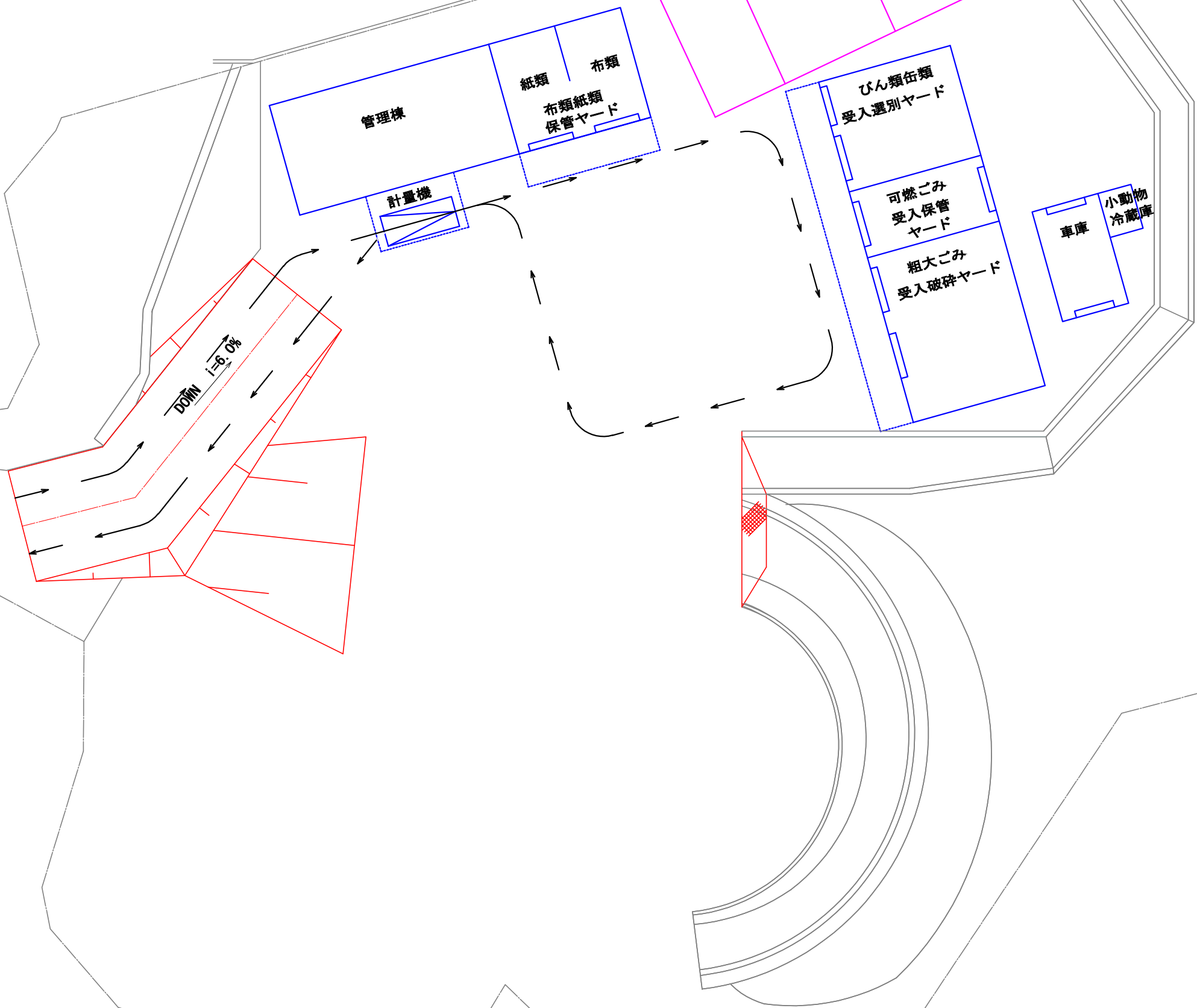
工種別	工事別	種別	数量	単位	単価	全体額	備考
土木建築工事							
工場棟	杭解体撤去						
	φ350 17m 5本		5.0	本	330,000	1,650,000	単価：他事例による
	φ350 15m 22本		22.0	本	290,000	6,380,000	同上
	φ350 12m 19本		19.0	本	230,000	4,370,000	同上
	φ350 10m 19本		19.0	本	190,000	3,610,000	同上
	φ350 8m 52本		52.0	本	160,000	8,320,000	同上
	φ300 15m 8本		8.0	本	250,000	2,000,000	同上
	φ300 12m 4本		4.0	本	200,000	800,000	同上
	φ300 9m 12本		12.0	本	150,000	1,800,000	同上
	φ300 8m 212本		212.0	本	130,000	27,560,000	同上
	杭解体撤去計					56,490,000	
発生材積込運搬処分							
積込運搬	コンクリート		2,600.0	m ³	3,000	7,800,000	同上
処分	コンクリート		2,600.0	m ³	4,000	10,400,000	同上
	発生材処分計					18,200,000	
直接工事費計						74,690,000	

7. 跡地利用施設 計画図

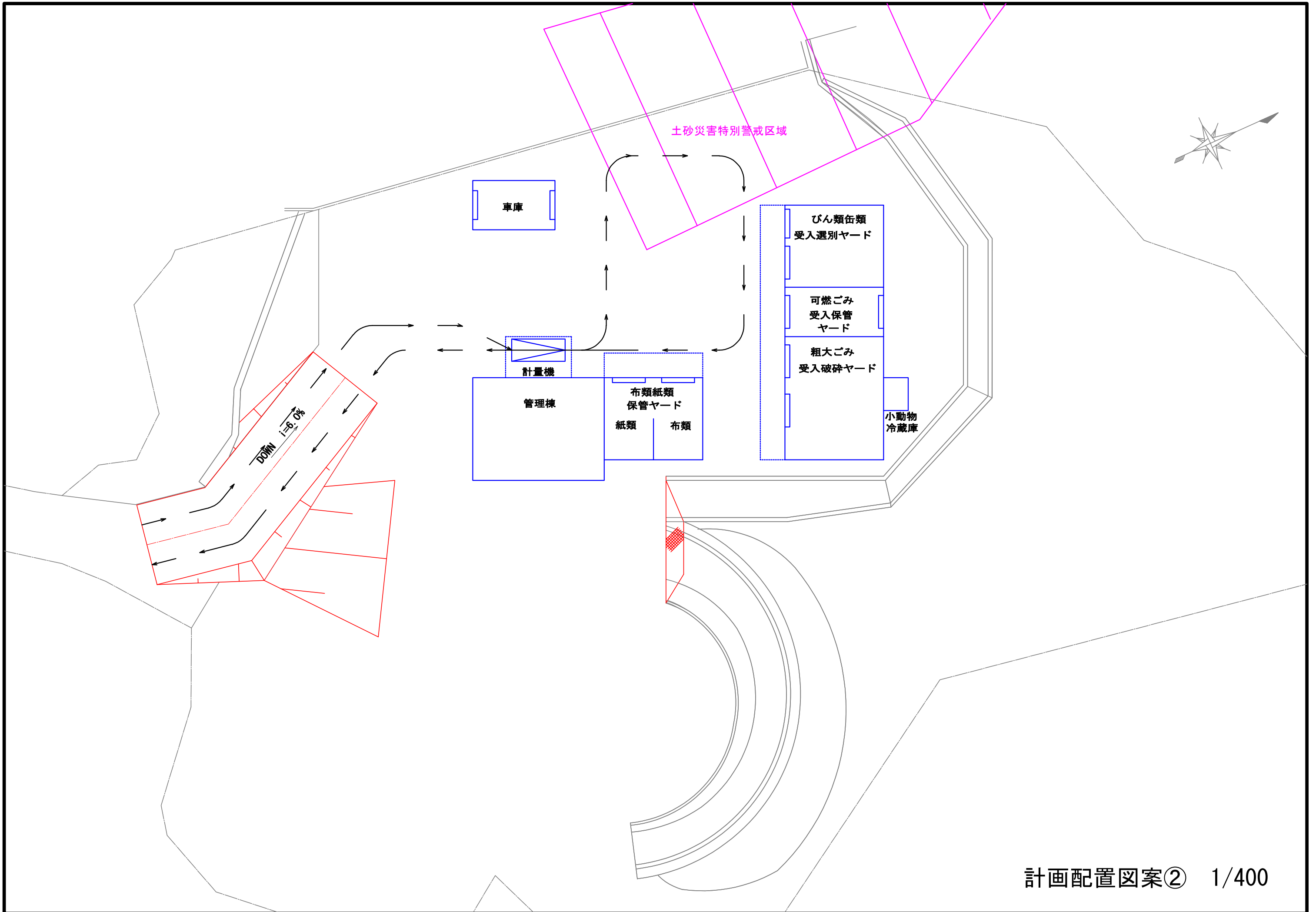
跡地利用施設の計画配置図、計画平面図を次頁に示します。



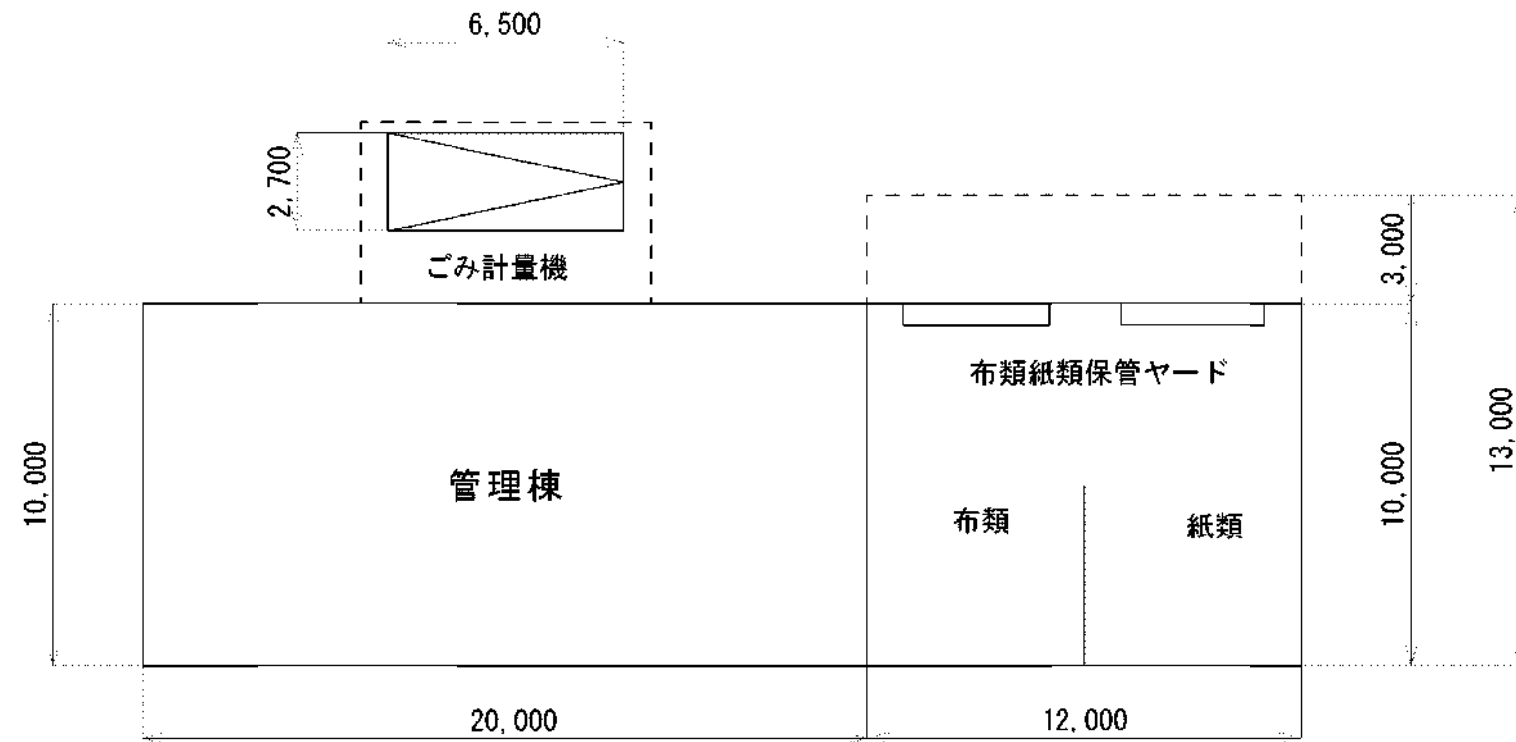
土砂災害特別警戒区域



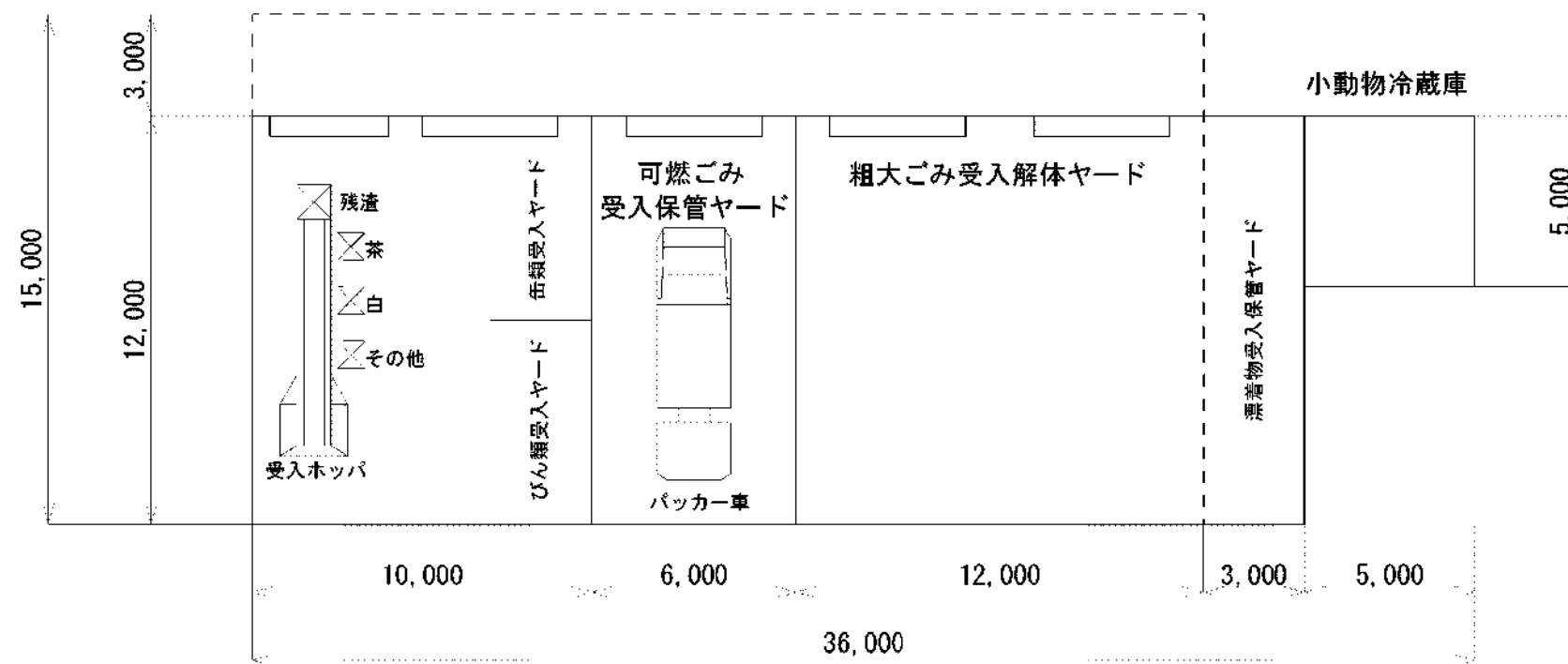
計画配置図案① 1/400



計画配置図案② 1/400



管理棟計画・布類紙類保管ヤード平面図（案）



ストックヤード計画平面図（案）

縮尺 1/200